

厚生労働省 令和3年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

認知症に関する企業等の
「認知症バリアフリー宣言（仮称）」及び認証制度の実施
及び普及に向けたあり方に関する調査研究事業

報告書

令和4年3月
一般財団法人 日本規格協会

目 次

1. 調査研究の概要	1
1.1. 調査研究事業の背景	1
1.2. 調査研究事業の目的・方針	1
1.3. 調査研究事業の全体像	2
1.4. 実施体制	3
1.5. 調査のスケジュール	6
2. 認知症バリアフリー宣言制度の導入にむけた調査	7
2.1. 宣言制度の試行事業にあたっての必要な事項の検討	7
2.1.1. 宣言制度のスキームに関する整理	7
2.1.2. 制度運営のための WEB サイトの検討	7
2.2. 試行事業の結果を踏まえたスキームの精緻化及び文書化	8
2.2.2. スキームの精緻化及び文書化	11
2.2.2.1. 運営要領	13
2.2.2.2. 維持管理遵守事項	26
3. 認知症バリアフリー宣言制度啓発ツール	33
3.1. 認知症バリアフリー宣言制度ガイドブック	33

3.2.	認知症バリアフリー宣言制度啓発動画.....	50
4.	認知症バリアフリー宣言制度普及に向けた調査結果.....	52
4.1.	制度普及に向けた市区町村における施策の収集と連携意向アンケート調査	52
4.2.	制度普及に向けた業界団体等との連携構築に向けたアンケート調査.....	71
4.3.	制度普及に向けた連携意向ヒアリング調査.....	81
5.	審査員の養成に関する検討～審査要領骨子案の作成.....	85
5.1.	認証制度のあり方について.....	85
5.2.	審査要領骨子案の作成.....	87
5.3.	審査要領骨子案.....	88
6.	認知症バリアフリーの取り組み促進に向けて.....	95
6.1.	認知症バリアフリー宣言制度の検証.....	95
6.2.	認知症バリアフリー宣言制度の普及啓発.....	95
6.3.	認知症バリアフリー認証制度及び表彰制度のあり方の検討.....	95

1. 調査研究の概要

1.1. 調査研究事業の背景

日本は他の諸国に比べ急速に高齢化が進んでおり、令和 3 年版高齢社会白書によると、令和 2 年 10 月 1 日の時点で 65 歳以上の人口は 3,619 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も 28.8%となった。65 歳以上人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった平成 27（2015）年に 3,347 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 3,677 万人に達すると見込まれている。その後も 65 歳以上人口は増加傾向が続き、令和 24（2042）年に 3,935 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。総人口が減少する中でも 65 歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和 18（2036）年に 33.3%で 3 人に 1 人になるとされている。令和 24（2042）年以降は 65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和 47（2065）年には 38.4%に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

超高齢社会に突入した我が国において、社会的に喫緊に対応が求められることの一つに認知症がある。「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（研究代表者：二宮利治（平成 27 年 3 月））を踏まえれば、2025 年の認知症有病者数は 675 万人、2040 年には 802 万人となる見込みとなっている。

今や認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっており、認知症になることで、多くの方が、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態がある。令和元年 6 月 18 日に発表された「認知症施策推進大綱」では、認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取り組みが重要であるとしている。

1.2. 調査研究事業の目的・方針

本事業では、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく「地域共生社会」を実現するための「認知症バリアフリー」の取り組みを、認知症バリアフリー宣言、認証を通じて推進することを目指し、以下を実施した。

➤ 認知症バリアフリー宣言制度の試行事業にあたって必要な事項の検討

認知症バリアフリー宣言制度は、企業・団体等に認知症バリアフリー推進に向けての方針や方向性を示していただき、それを「見える化」することによって、認知症の人やその家族の方々にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できるなどの環境を提供するとともに、企業・団体の取組を推進することにより、認知症バリアフリー社会の機運を醸成することを目的とするものである。

認知症バリアフリー宣言制度の本格実施に向け、厚生労働省令和 3 年度委託事業「認

知症分野における官民連携・取組活性化事業一式」にて「認知症バリアフリー宣言試行事業」が実施された。この試行事業に向けたスキームと宣言に係る書類様式を検討、作成し「認知症バリアフリー宣言試行事業」の事務局へ提案を行った。

➤ 認知症バリアフリー宣言制度 本稼働版スキームの検討、提案

「認知症バリアフリー宣言制度試行事業」から得られた知見を反映しながら、認知症バリアフリー宣言制度を本格実施するために必要な運営体制及びその運営体制下で果たさなければならない機能・責任について検討を行い、本格実施版スキームの設定と、制度運営・制度の信頼性確保のために必要な規程類の制定、提案を行った。

➤ より多くの企業・団体による宣言に向けた阻害要因への対応

• 普及・啓発ツールの作成

企業・団体等が認知症バリアフリー宣言に取り組むためには、認知症バリアフリー宣言の基準を理解し、認知症バリアフリーの推進に必要な4項目についてどのような取り組みを行うかを定める必要がある。そこで、「認知症バリアフリー」の考え方や宣言基準の解説、実際に認知症バリアフリーの取り組みを行っている企業事例を含んだ認知症バリアフリー宣言啓発ツール（ガイドブック、動画）を作成した。

• 企業・団体が拠点とする自治体や、その企業・団体の所属する業界団体等による認知症バリアフリーの取り組み状況や認知症バリアフリー宣言制度の普及に向けた連携の可能性や検討中の認証制度の導入に向けた調査の実施

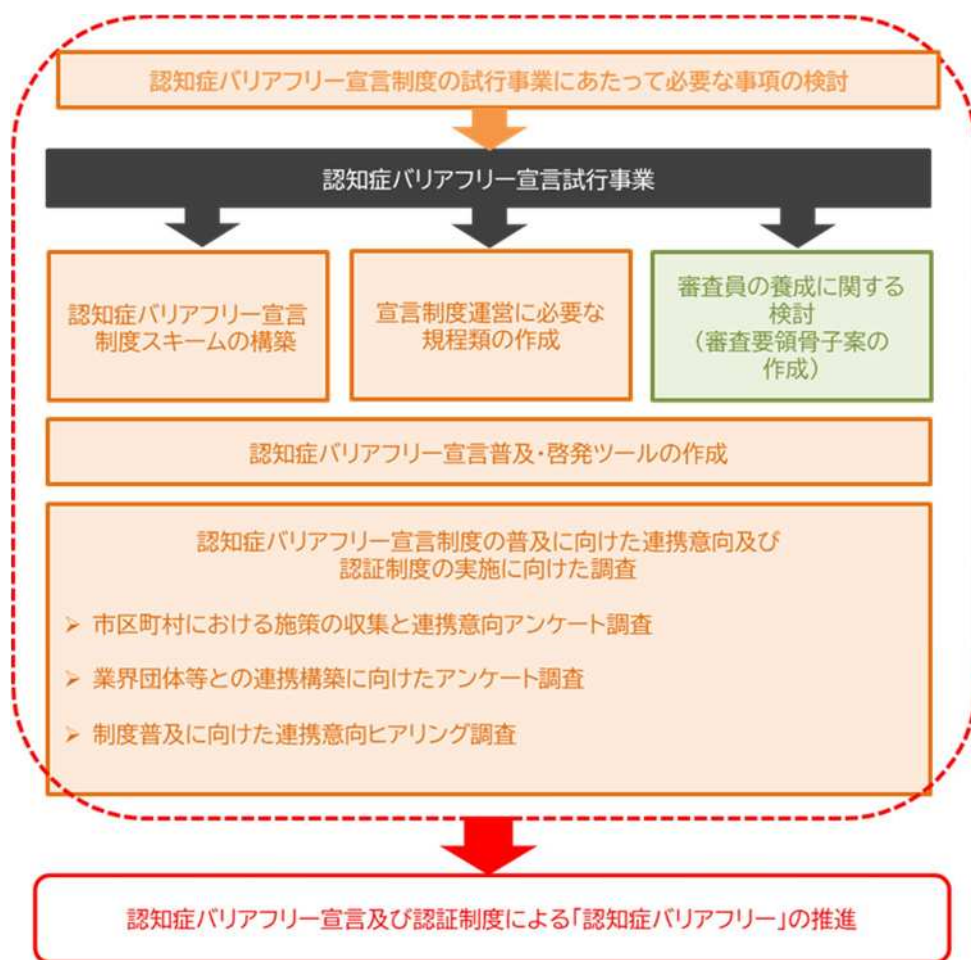
- ✧ 市区町村における施策の収集と連携意向アンケート調査
- ✧ 業界団体等との連携構築に向けたアンケート調査
- ✧ 制度普及に向けた連携意向ヒアリング調査

➤ 審査員の養成に関する検討

令和2年度に作成された認知症バリアフリー認証基準及び審査フローの仮説を基に、認知症バリアフリー認証審査のための審査要領骨子（案）について、「認知症バリアフリー宣言試行事業」で得られた知見を反映しながら作成を行った。

1.3. 調査研究事業の全体像

本事業では、日本認知症官民協議会にて行われた「認知症バリアフリー宣言試行事業」からもインプットを得ながら以下の調査研究を行った。



1.4. 実施体制

本事業の推進にあたっては、有識者からなる専門委員会を設置し審議を行った。

【事業運営】

担当事業内容	役職名	氏名
・ 事業全体統括 ・ 作業部会委員	所長	末安 いづみ
・ 専門委員会運営補助 ・ 作業部会運営補助 ・ アンケート、ヒアリング調査補助 ・ 報告書作成	上席研究員	加藤 芳幸 (令和3年6月末まで)
・ 専門委員会運営補助 ・ 作業部会運営補助 ・ アンケート、ヒアリング調査補助 ・ 報告書作成	副所長	福永 敬一 (令和3年7月より)
・ 専門委員会運営補助 ・ 作業部会運営補助 ・ 外注事業者管理 ・ アンケート、ヒアリング調査 ・ 報告書作成	主任研究員	嶋本 佳晃

・専門委員会委員 ・作業部会委員 ・アンケート、ヒアリング調査補助 ・報告書作成	主任研究員	赤井澤 潤
・専門委員会運営 ・作業部会運営 ・会計 ・アンケート、ヒアリング調査補助 ・報告書作成	研究員	小越 菜恵
経理	課長	八牧 実香子

【専門委員会】（◎は委員長）

所属／肩書	氏名（敬称略）
東京大学 品質・医療社会システム工学寄付講座 特任教授	水流 聡子 ◎
一般財団法人 日本規格協会 標準化研究センター 主任研究員	赤井澤 潤
株式会社 コスモプラン 取締役副社長	菊地 誠
同朋大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授	下山 久之
公益社団法人 認知症の人と家族の会 副代表理事	杉山 孝博
特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 事務局長	石井 信芳
社団法人 認知症高齢者研究所 代表理事	羽田野 政治
一般社団法人 シルバーサービス振興会 常務理事	中井 孝之
元 中央大学 法科大学院 教授	本田 純一

専門委員会 全3回	開催日時	議題
	第1回 2021/9/22	1. 本年度事業概要 2. 認知症バリアフリー宣言（仮称）の試行事業実施概要
	第2回 2022/2/10	1. 老健事業及び試行事業進捗報告 2. 自治体アンケート調査結果概要報告 3. 宣言ガイドブック、啓発動画の構成検討 4. 宣言制度規程類（運営規定、維持管理遵守事項）の検討

	第3回 2022/3/25	1. 認知症バリアフリー宣言制度開始報告 2. 認証バリアフリー宣言啓発ツール作成報告 3. 業界団体アンケート調査結果報告 4. 普及啓発に向けたヒアリング結果報告 5. 認証審査員の養成に関する検討について 6. 次年度実施事項について
--	------------------	---

【作業部会】（◎は委員長）

所属／肩書	氏名（敬称略）
一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	久留 善武 ◎
特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 事務局長	石井 信芳
一般財団法人 日本規格協会 標準化研究センター 所長	末安 いづみ
一般財団法人 日本規格協会 標準化研究センター 主任研究員	赤井澤 潤

作業部会 全1回	
開催日時	議題
第1回 2021/8/5	1. 今年度事業概要について 2. 委託事業スケジュールについて 3. 老健事業全体概要及び作業部会での検討事項について

1.5. 調査のスケジュール

事業実施年間スケジュール表

	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容	●第1回作業部会 認知症バリアフリー宣言の試行事業にあたって必要な事項の検討 アンケート、ヒアリング調査に係る検討 試行事業を通じた、本稼働版スキーム、制度運営規程類の検討 より多くの企業・団体による宣言に向けた阻害要因への対応					
	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月
事業実施内容	●第2回専門委員会 ●第3回専門委員会 試行事業を通じた、本稼働版スキーム、制度運営規程類の検討 本稼働版スキームの提案 審査員養成に関する検討 より多くの企業・団体による宣言に向けた阻害要因への対応 連携意向ヒアリング調査 市区町村アンケート調査 業界団体アンケート調査 普及・啓発ツール作成に向けた調査・検討 普及・啓発ツール作成 報告書作成					

2. 認知症バリアフリー宣言制度の導入にむけた調査

本補助事業では、本年度認知症バリアフリー宣言制度の導入を見据えて実施される「認知症バリアフリー宣言試行事業」と連携して調査を実施した。

具体的には、宣言の試行事業に先立ち必要な事前検討を行い、試行事業の受託者に対して提供するとともに(2.1.参照)、試行事業の結果を踏まえた正式導入版の運営要領等の宣言制度のスキーム文書を専門委員会で検討し(2.2.参照)、宣言制度の導入について検討する日本認知症官民協議会内に設置された「認知症バリアフリーWG」及び「認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会」にむけて、検討結果を取りまとめた資料の提供を行った(2.3.参照)。

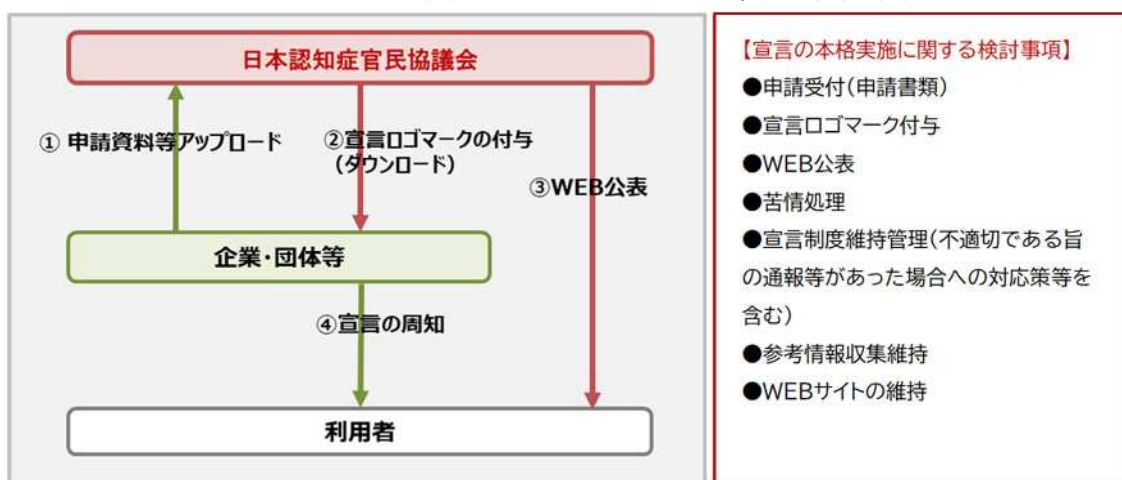
2.1. 宣言制度の試行事業にあたっての必要な事項の検討

2.1.1. 宣言制度のスキームに関する整理

試行事業では、試行参加企業等に宣言の作成を依頼することに加えて、スキーム自体の妥当性検証調査についても実施することが必要である。このため、本事業においては、参加企業等向けに実施するスキーム案の説明を見据えて、まず事務局において昨年度の老健事業において取りまとめた宣言制度のスキーム案、宣言基準案を精査したうえで、資料の整理をした。また、試行事業においても検証が必要となりうる検討事項を整理した(図

2.1.1-1 参照)。これらについて、第1回の専門委員会に諮り、試行事業に向けた進め方として承認を得た。

図 2.1.1-1 試行実施に向けたスキーム案及び検討事項



2.1.2. 制度運営のためのWEBサイトの検討

2.1.1 で示した検討事項の一つであるWEBサイトについては、試行事業において具体的な設計が行われるものであるが、宣言制度のスキーム文書において規定する申請受付・登

録等のフローの実行可能性を担保する観点から、WEB サイトに必要な機能、コンテンツ構成についても試行事業に先立ち検討しておく必要がある。

このため、図 2.1.2-1「WEB サイトイメージ」として整理し、試行事業受託者に対して WEB 設計の参考情報として提供するとともに、当事業における宣言制度のスキーム文書の精緻化に活用することとした。

図 2.1.2-1 WEB サイトイメージ

The figure shows several web page designs for the 'Cognitive Barrier-Free Declaration' system. Key elements include:

- Navigation Bar:** Consistent across pages, featuring links for 'トップ' (Home), '認知症バリアフリー宣言' (Declaration), '宣言登録申請' (Registration), '宣言企業の検索' (Search), 'Q&A', and '企業等マイページ' (Enterprise Page).
- Declaration Process:** A clear flowchart showing the steps from '宣言企業等一覧' (List of enterprises) to '登録申請はこちら' (Apply for registration here).
- Search Function:** A section titled '宣言企業等の検索' (Search for enterprises) with filters for '業種から探す' (Search by industry), '地域から探す' (Search by region), and '取組みから探す' (Search by initiative).
- Registration Form:** A detailed form titled '「認知症バリアフリー」宣言登録申請用フォーム' (Form for registration of 'Cognitive Barrier-Free' declaration). It includes fields for company name, address, contact information, and a text area for the declaration content (400 characters). It also has a checkbox for '公表ページURL' (Public page URL) and a dropdown for 'その他' (Others).
- Declaration Examples:** A section titled '認知症バリアフリー宣言 株式会社●●' (Cognitive Barrier-Free Declaration, Company ●●) showing a sample declaration and its registration details.

2.2. 試行事業の結果を踏まえたスキームの精緻化及び文書化

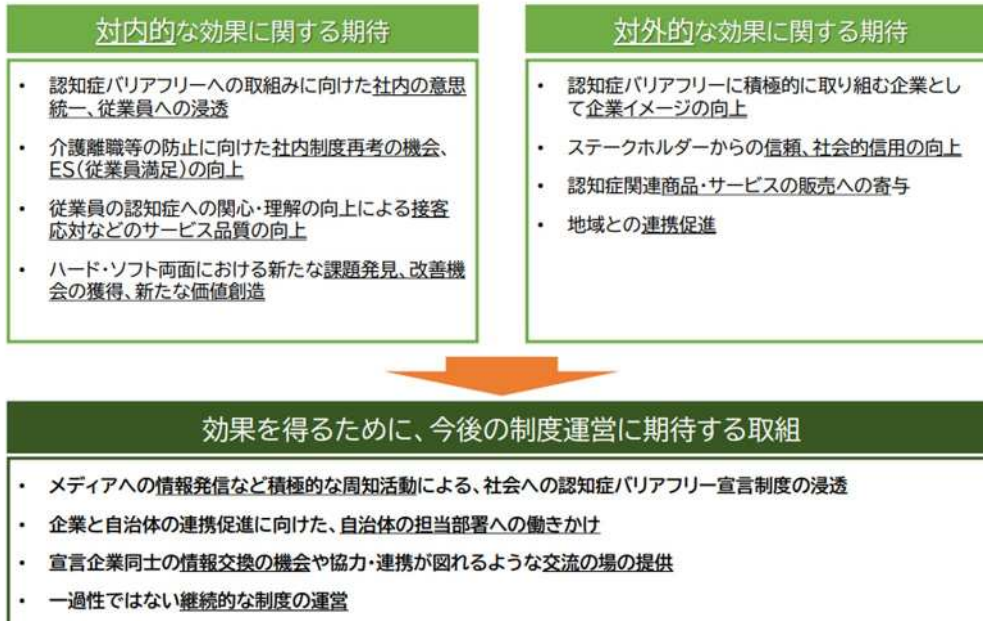
2.2.1. 試行実施結果

試行事業における検証結果は、図 2.2.1-1 「試行実施結果」の通りであり、宣言作成のための基準の内容、WEB サイトを通じた申請受付フローについても、おおむね妥当であるとの調査結果を得た。

図 2.2.1-1 試行実施結果

(令和3年度第2回認知症バリアフリーWG【資料 2-1】抜粋)

(5) 認知症バリアフリー宣言への期待



4

(6) 宣言基準の適切性・妥当性について

すでに認知症バリアフリーに取り組んでいる企業・団体

- 試行事業に参加した企業からは、概ね自社の取組み方針・内容に合った妥当な基準であったと回答。
- 基準の改善が必要な部分は見つからなかった。

【認知症バリアフリー宣言の拡大に向けて】

具体的取組みについては、業種・業態によっては自由項目の設定や、4つに限定せず選択制にするなど、柔軟性を求める声も上がっており、今後も企業等の声を集め継続的な改善を行っていくことが求められる。

新たに認知症バリアフリーに取り組む企業・団体

- 各社が目指す認知症バリアフリーの方向性と合致するものであり、取組みの推進に寄与するものであった。
- 基準の改善が必要な部分は見つからなかった。

【認知症バリアフリー宣言の拡大に向けて】

新たに取り組む企業にとっては、なじみのない項目もあり、取組みの具体例を示すなど、よりわかりやすい解説が求められる。

5

(7) 宣言制度のアクセシビリティについて

● 申請要件・申請単位等の形式的要件に対するご意見

- 申請単位について、地域単位での取組・連携が進むよう事業所(拠点)単位の登録を求める声がある一方、拠点統廃合・部署名の変更が毎年のようにある企業からは、登録更新の手間を避けるために事業所の登録を任意とするよう求める声があがっている。

【対応】

上記指摘を受け、登録申請時に公表する拠点の範囲は任意に選択することができるよう見直しを行い、ポータルサイト上のQ&Aにその旨を掲載した。

● 人的負荷、ノウハウの欠如等の実質的な部分における障害

- 各自治体との連携に向けて、担当窓口や必要な手続きに関する情報等をスムーズに入手できる環境の整備を求める意見があがっている。
- 今後、新たに認知症バリアフリーに取り組む企業等に対しては、先行事例の提示や宣言済み企業等からサポートが得られる仕組みづくりなど、宣言書作成に向けた支援を求める意見があがっている。
- 関連部署が多岐にわたる企業の場合、社内の取りまとめに苦労したといった声があがっている。

【対応】

自治体との連携支援の一環として、ポータルサイトに自治体の認知症施策ページへのリンクを掲載(掲載を希望する自治体のみ)。また、認知症バリアフリー先行事例を掲載したガイドブックの作成を行った。

● 宣言の申請費用に対するご意見

- 大多数の企業・団体から、幅広く参画企業等を募るのであれば無料とすべきとの意見があがっている。
- 一部からは、「制度が広く社会に認知されれば」、「認知症の方が来店し取り組みを評価してれば」等、条件付きで有料を受け入れる声もあがっている。

【今後の課題】

有料化について企業等の理解を得るために、積極的な広報活動による制度の認知度向上や、付加価値の検討に加え、負担を減らすための運営コスト削減などの検討が求められる。

6

(8) 宣言制度のユーザビリティについて

● 認知症バリアフリーWEBサイトによる登録申請について

- 宣言の申請、維持を認知症バリアフリー宣言ポータルWEBサイト上で行うことについて、特に障害は見つからなかった。

※認知症バリアフリー宣言ポータルWEBサイトの詳細については資料2でご紹介します。

(9) 宣言の活用について

● 宣言によりSDGs、SR等の視点から対外的な評価を得られる可能性について

- SDGs、SR等での視点から企業価値向上にも取り組んでいると判断され、対外的な評価を得られる可能性はあるものの、「幅広い企業を対象としたハードルの低い基準では対外的な高い評価は期待できない。」「制度自体の認知度が上がれば評価につながりやすい。積極的な情報発信を望む」といった声があがっている。

【今後の課題】

対外的な評価につながるよう、継続的に基準の見直しを行うとともに、認知症バリアフリー宣言の意義や価値を訴求し、制度自体の認知度を向上させる取り組みが求められる。

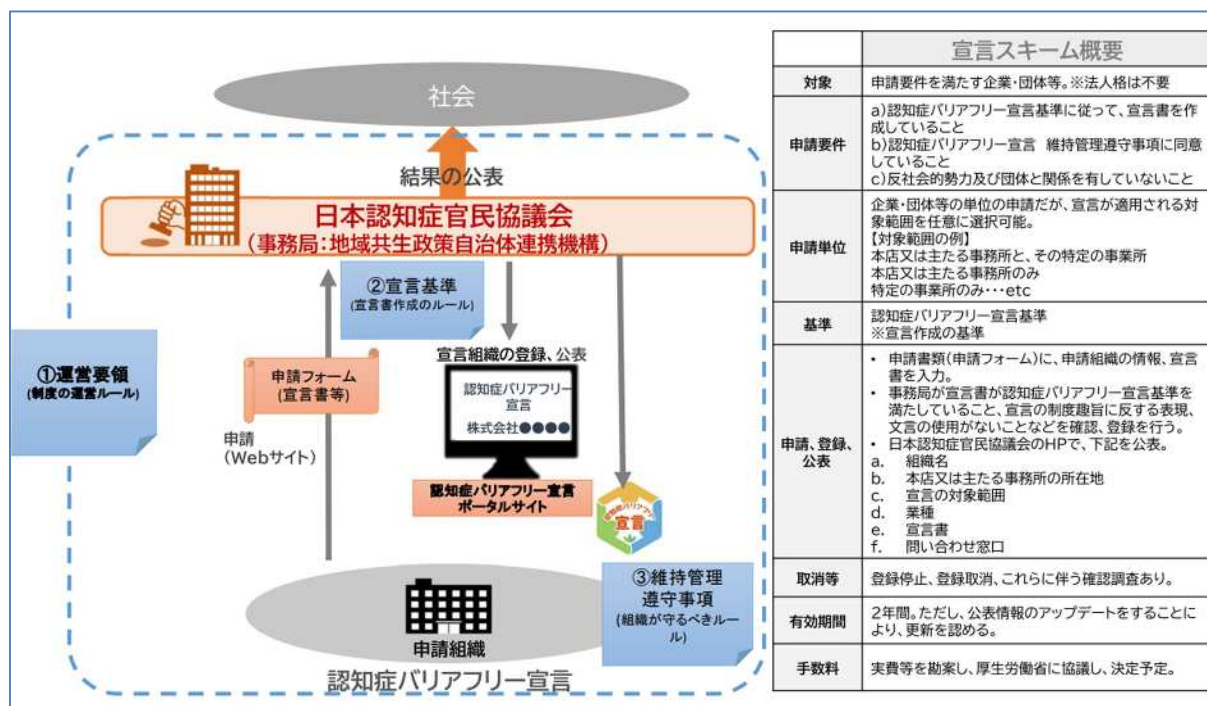
7

2.2.2. スキームの精緻化及び文書化

試行事業の結果、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、及び試行事業受託者からの意見収集も踏まえ、宣言制度スキームの詳細を示した「認知症バリアフリー宣言運営要領」（以下「運営要領」と記す。）、及び宣言制度を利用する組織が遵守すべき事項を示した「認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項」（以下「維持管理遵守事項」と記す。）について検討し、取りまとめた内容を第2回専門委員会に諮り、承認を受けた。

宣言制度のスキームについては、下図 2.2.2.-1 のとおりである。

図 2.2.2.-1 宣言制度スキームの概要



また、「運営要領」、「維持管理遵守事項」の概要、位置づけ、作成における留意点を次に示す。

文書名	位置づけと概要	作成における留意点
運営要領	制度の運営ルールを対外的に示した文書。申請受付～登録等の手順、宣言作成する際に準拠すべき基準である「宣言基準」等を含む。	• 宣言の申請組織が、自らの宣言の及ぶ対象範囲を、申請後に任意かつ随時変更可能とすることで、制度利用のアクセシビリティを高めた。 • 登録組織の一時停止、取消の仕組み、確認の仕組みを設け、制度の信頼性を確保した。 • 運営事務局の決定に対する異議申し立ての仕組みを設け、公正性を確保した。 • 申請受付から更新までのプロセスフローを、WEBサイトの設計作業と連携して実施することで、実効性や制度運営の効率性(運用コストの低減)に配慮した。 • 宣言ロゴマークのダウンロード、宣言内容など登録情報の更新手続きは登録組織がマイページから随時実施できるようにすることで、利用者の利便性向上に配慮した。 • 制度利用の事務手数料については、実費等を勘案し、厚生労働省に協議するものと規定し、官民協議会の議論にゆだねた。
維持管理遵守事項	制度利用にあたって遵守すべき事項を示した文書。「認知症バリアフリー宣言 運営要領」に記載している組織の義務部分を含めて規定。	• 制度の信頼性を確保するため、宣言組織が遵守すべき事項を予め示し、登録申請段階で本文書の理解と同意を求める仕組みとした。 • 宣言ロゴマークの使用規則を規定し、適切な使用方法、範囲等を示した。

「運営要領」については 2.2.2.1 で、「維持管理遵守事項」については、2.2.2.2 において、それぞれの全文を掲載する。

2.2.2.1. 運営要領

認知症バリアフリー宣言運営要領
第 1 版
(案)

制定：令和●年●月●日

日本認知症官民協議会

目次

1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 制度運営および維持管理	2
4 登録申請手続き	2
5 申請書類の確認および申請受理	3
6 登録、公表、および登録の維持管理	4
7 登録停止および取消	5
8 異議申立ての対応	6
附属書 A 認知症バリアフリー宣言基準	7
附属書 B 宣言の登録申請および維持管理のフロー	9
附属書 C 異議申立て対応規程	11

1. 適用範囲

本文書は、認知症バリアフリー宣言の運営のための要領を定める。

2. 用語及び定義

本文書で用いる用語及び定義を次に示す。

2.1 認知症バリアフリー宣言

「地域共生社会」の実現に向け、認知症バリアフリーの取組方針や目標等を定め、適切な取組を行おうとしているあらゆる企業、団体等の組織に対して、認知症バリアフリー宣言組織としてロゴマークの付与や Web サイトでの公表を行うことで、認知症の人やその家族等に安心して利用できる環境を提供するとともに、企業、団体等の認知症バリアフリーの取組の推進に寄与し、認知症バリアフリー社会の機運を醸成することを目的とした制度。

2.2 認知症バリアフリー宣言基準

宣言書の作成において、組織が満たさなければならない事項(附属書 A 参照)。

2.3 事務局

厚生労働省から、認知症バリアフリー宣言の運営事務を委託された組織。

2.4 申請組織

別途定める申請書類を提出した組織。

2.5 登録

事務局が、申請組織のうち、申請要件および認知症バリアフリー宣言基準を満たしていることが確認できた組織を宣言組織として決定し、管理すること。

2.6 宣言組織

事務局により登録された組織。

2.7 事業所

申請組織または宣言組織が製品／サービスを提供する拠点ごとの単位。
例えば、〇〇支店、〇〇事業所、〇〇営業所等。

2.8 宣言書

申請組織または宣言組織が、認知症バリアフリーに関する取組方針、方向性等を示した文書。

2.9 認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項

申請組織および宣言組織が遵守しなければならない事項。

2.10 宣言ロゴマーク

宣言組織が登録期間および宣言の対象範囲において、対外的に宣言組織であることを告知するために使用できるマーク。

2.11 登録停止

宣言組織に関して、別途定める登録停止事由が発生したと判断した場合に、宣言組織であることの対外公表を差し止めること。

2.12 登録取消

宣言組織に関して、別途定める登録取消事由が発生したと判断した場合に、宣言組織の登録を抹消すること。

3. 制度運営および維持管理

認知症バリアフリー宣言の制度運営および維持管理は、日本認知症官民協議会が行う。日本認知症官民協議会が宣言制度に係る業務の範囲は次のとおりとし、その運営事務については厚生労働省が事務局を選任し、委託できるものとする。

- a) 認知症バリアフリー宣言の運営および維持管理に関すること
- b) 認知症バリアフリー宣言の運営手続きに関すること
- c) 認知症バリアフリー宣言基準に関すること
- d) 宣言組織の登録、公表に関すること
- e) 認知症バリアフリー宣言に係る異議申立てへの対応に関すること
- f) 認知症バリアフリー宣言の変更確認、調査の実施に関すること
- g) 認知症バリアフリー宣言の周知、普及促進に関すること
- h) その他上記に附随する事項に関すること
- a)のうち、認知症バリアフリー宣言に係る事務手数料に関することについては、実費等を勘案し、厚生労働省に協議するものとする。

4 登録申請手続き

4.1 申請受付窓口の設置

事務局は、申請書類及びその提出方法を明示し、申請の受付を行う。

4.2 申請要件

申請組織は、次に示す認知症バリアフリー宣言の申請要件を全て満たさなければならない。

- a) 認知症バリアフリー宣言基準に従って、宣言書を作成していること
- b) 認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項に同意していること
- c) 反社会的勢力及び団体と関係を有していないこと

4.3 対象範囲の決定

申請組織は、登録申請時点で、宣言を適用する組織の対象範囲を決定しなければならない。

対象範囲は、任意に選択することができる。

対象範囲の例を次に示す。

- a) 本店又は主たる事務所と、その全事業所
- b) 本店又は主たる事務所と、その特定の事業所
- c) 本店又は主たる事務所のみ
- d) 特定の事業所のみ
- e) 持ち株会社と、傘下の全ての会社の「本店又は主たる事務所と、その全事業所」

4.4 申請書類の提出

申請組織は、登録申請のために、宣言書を含んだ所定の申請書類を提出しなければならない。

また、申請組織は、登録申請後の取下げを行う場合、または申請書類に記載した情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に申し出なければならない。

(注) 申請書類の提出とは、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトに用意された申請フォームに入力送信することをいう。なお、4.3 対象範囲の決定において、4.3e)に当たる場合は、宣言の対象範囲に含まれる複数の申請組織を代表して、持ち株会社を申請組織として申請するものとする。

4.5 申請事務手数料の支払い

申請組織は、所定の申請事務手数料を事務局に支払わなければならない。

事務局は、申請書類を提出し、かつ申請事務手数料を支払った組織に対しては、登録申請の取下げを行った場合、および申請書類の確認後に申請不受理となった場合においても申請事務手数料を返還しない。ただし、事務局が事務局の都合で申請書類の確認を中止する旨、申請組織に通知した場合はこの限りではない。

5 申請書類の確認および申請受理

5.1 申請書類の確認

事務局は、申請書類について、次の a)～d)の事項について確認を行う。

- a) 申請組織が申請要件を満たしていること
- b) 宣言書が認知症バリアフリー宣言基準を満たしていること
- c) 認知症バリアフリー宣言の制度趣旨に反する表現、文言の使用がないこと
- d) a)～c)の他、虚偽の記載等、申請受理にあたり重大な疑義がないこと

事務局は、申請書類の確認において不備があると判断した場合は、申請組織に対して期限を示して申請書類の補正を求める。

5.2 申請書類の受理

事務局は、申請書類の確認において不備がないこと、または不備の解消が確認できた場合は、申請を受理する。

事務局は、申請手続き不備の他に申請の受理を制限するやむを得ない事情が生じた場合には、その理由を申請組織に通知する。

5.3 申請不受理の決定

事務局は、次の a)～d) の場合に確認を中止し、当該申請組織の申請受理を行わない決定することができる。

- a) 申請書類の補正等では、解消することができない重大な不備が確認できた場合
- b) 申請組織が確認に必要な協力を行わない等、不備の解消の確認が不可能な場合
- c) 申請組織が申請要件を満たしていないことが判明し、その事実を申請組織が認めた場合
- d) 申請組織から申請の取下げの申出があった場合

6 登録、公表、および登録の維持管理

6.1 宣言組織の登録および公表

事務局は、申請を受理した組織を宣言組織として登録し、申請組織に通知するとともに、宣言組織として公表する。

公表する情報は、申請書類に記載された次の情報とする。

- a) 組織名
- b) 本店又は主たる事務所の所在地
- c) 宣言の対象範囲
- d) 業種
- e) 宣言書
- f) 問い合わせ窓口

6.2 登録の有効期間

登録の有効期間は、事務局より登録または更新完了の通知を受けた日から2年間とする。ただし、取下げまたは取消による登録の抹消の通知を受けた場合は、通知日までとする。

6.3 認知症バリアフリー宣言ロゴマークの使用

宣言組織は、認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項に定めた使用規則に従って、認知症バリアフリー宣言ロゴマークを使用することができる。

6.4 宣言組織の維持管理

宣言組織は、認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項を遵守し、事務局による照会、調査等の求めがあった場合には真摯に対応しなければならない。

6.5 登録情報の変更

宣言組織は、登録後、宣言書の内容または宣言の対象範囲の変更をすることができる。宣言組織は、事務局から変更内容について不備がある旨の通知を受けた場合は、補正について真摯に対応しなければならない。

なお、宣言組織の名称に変更が生じる場合は、当該宣言組織は速やかに事務局に連絡し、登録維持のために必要な手続きを照会しなければならない。

6.6 登録の取下げ

宣言組織は、登録後、事務局が別途定める方法により、宣言組織の登録の取下げを申請することができる。

事務局は、取下げの申請を受理したのち、登録を抹消し、その旨を通知するとともに公表する。

6.7 更新

宣言組織は、更新に必要な手続きを有効期限の到来日までに、実施しなければならない。

宣言組織は、公表されている全ての情報について、更新時点で最新となるよう見直しを行うことにより、有効期限の到来日より、新たに2年間有効期限を延長することができる。

更新における事務手数料の支払いについては、4.5を準用する。

7 登録停止および取消

7.1 登録停止

事務局は、次に示す登録停止事由の発生を認識した場合、宣言組織について登録停止を決定し、当該登録停止事由の解消を求め、報告を求めることができる。

- a) 認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項に対する違反が続いている場合。
- b) 登録申請または登録情報の変更手続きにおいて不正確な記載、説明があったことを認識した場合
- c) 認知症バリアフリー宣言の制度の信頼性を揺るがしかねない事由等が生じ、その説明を求める必要があると認識した場合
- d) 事務局からの不備の解消の求め、7.3の調査などに応じない状況が続いている場合
- e) 所定の事務手数料の納付について確認ができない場合

登録停止となった組織は、登録停止事由の解消に必要な活動を行い、その結果を事務局に報告する。事務局は、登録停止事由が解消されたことが確認できた場合は、登録停止を解除し、その旨を当該組織に通知する。

7.2 登録取消

事務局は、次の場合に宣言組織の登録の取消の決定をすることができる。

- a) 登録停止事由が解消されない場合
- b) 登録申請または登録情報の変更手続きにおいて重大な虚偽の記載、説明があったことを認識した場合
- c) 認知症バリアフリー宣言の制度の信頼性を揺るがす不祥事または重大な法令違反等の発生を認識した場合
- d) 宣言組織の法人の解散、または倒産、会社更生手続き又は民事再生手続きの開始、産業再生機構の支援開始の事態が発生した場合
- e) 更新手続きを行わない場合
- f) 所定の事務手数料の納付の督促に応じない場合

事務局は、登録の取消を行った場合、速やかに当該組織に通知するとともにその旨を公表する。

事務局は認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項に従ってロゴマークの使用を含めた対外公表の取りやめを要請し、当該組織は速やかに要請に応じなければならない。

7.3 確認調査

事務局は、申請組織および宣言組織に対し、登録停止、登録取消の決定に必要な事実確認などを含め、宣言制度の信頼性を確保するための必要な確認調査を行うことができる。申請組織および宣言組織は事務局の確認調査に協力し、真摯に対応をしなければならない。

8 異議申立ての対応

事務局は、申請組織または宣言組織からの異議申立てについて、附属書 C に従って対応する。

附属書 A
認知症バリアフリー宣言基準

この附属書は、宣言書の作成において、組織が満たさなければならない事項を示す。

A.1 用語の定義

A1.1 認知症バリアフリー

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組。

A1.2 地域共生社会

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる社会。

A1.3 当事者

認知症のお客さまとその家族など、及び認知症の従業員とその家族など、企業・団体等の内外の者を指す。

A1.4 人材の育成

認知症バリアフリーの推進に向けて、持続的に当事者の立場に立って寄り添う取組が行われるよう、従業員などに対し認知症の理解を促すこと。

A1.5 地域連携

地域単位での認知症バリアフリーの推進に向けて、地域の行政機関（地域包括支援センターなど）、専門機関（認知症疾患医療センターなど）や企業などと連携を図ること。

A1.6 社内制度

認知症バリアフリーの推進に向けて、介護離職防止や、当事者が働き続けられるなどの社内環境づくりを目指す制度。

A1.7 環境整備

お客様とその家族がストレスなく、利用しやすい商品・サービスを提供する店舗・ウェブサイトなどに向けて、及び従業員などがストレスなく働ける職場などに向けてハード、ソフトの環境を整備すること。

A.2 認知症バリアフリー宣言への取組の基本姿勢

組織は、認知症バリアフリー宣言への取組について、以下の基本姿勢に則って行うことを前提として、宣言書を作成しなければならない。

- 認知症は誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域とともに創り、認知症の人やその家族が地域のよい環境で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し取り組む。
- 認知症バリアフリーの推進に向けて、企業・団体等が対象とする当事者を明確にし、プライバシーや尊厳を尊重しつつ、当事者の立場に立って寄り添う活動に取り組む。
- ボランティア、社会貢献の視点だけでなく、企業・団体等の継続的な事業展開につながる視点から取り組む。

A.3 宣言書の要件

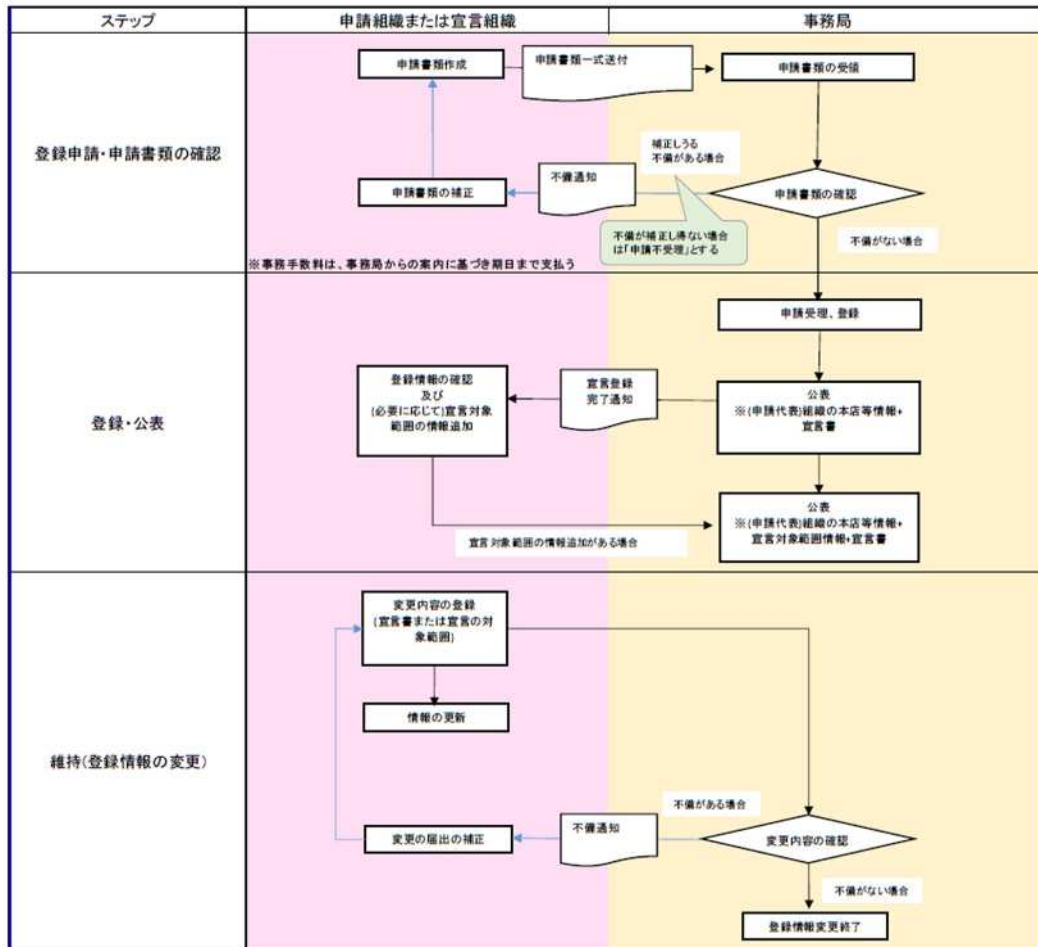
作成された宣言書は、次を満たさなければならない。

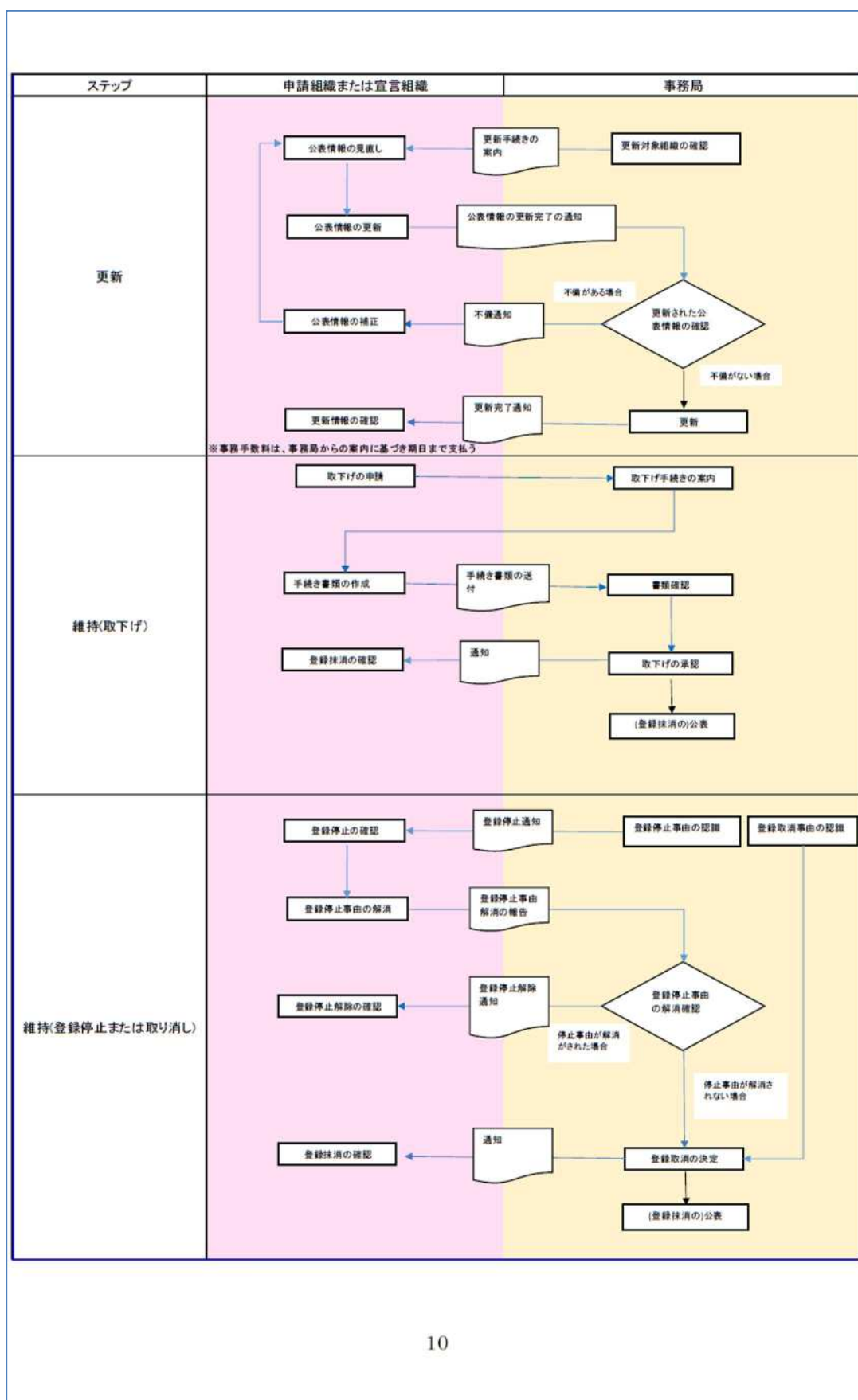
- 組織が、当該組織名称を明示して、内外に公表した宣言書であること。
- 宣言書に、認知症バリアフリー推進のための4項目、「人材の育成」、「地域連携」、「社内制度」、「環境整備」に継続的に取り組むことが記載されていること。
- 宣言書に、団体・企業等の業種・業態等に応じた認知症バリアフリーに取り組むことが記載されていること。

附属書 B

宣言の登録申請および維持管理のフロー

宣言の登録申請および維持管理のフローについて次に示す。





附属書 C
異議申立て対応規程

本規程は、認知症バリアフリー宣言の運営についての異議申立ての対応手順について定める。

C1.1 異議申立ての定義

異議申立てとは、申請組織および宣言組織が、登録申請、登録、維持管理に関して通知された決定について不服があり、事務局に決定の再考を要請することをいう。

C.2 異議申立てへの対応手順

事務局は、異議申立ての受付後、必要に応じて第三者からなる委員会を招集する。

第三者からなる委員会は、当該案件への対応の審議を行い、事務局は、当該申立者に当該審議結果を通知する。なお、異議申立てを却下する場合、事務局はその事由を申立者に通知する。

C.3 係争中または調停中の事案等に係る異議申立てへの対応

事務局は、異議申立てが、現在係争中または調停中の事案に係る場合は処理を保留し、当該事案の係争または調停が終了した場合に、処理手続きを再開することができるものとする。

2.2.2.2. 維持管理遵守事項

2022 年〇月〇日版

認知症バリアフリー宣言
維持管理遵守事項
(案)

第 1 版発行日：2022 年〇月〇日

日本認知症官民協議会

2022 年〇月〇日版

【認知症バリアフリー宣言 事務局】

〒●●●●-●●●● ●●●●

●●●●

TEL : ●●●●

MAIL : ●●●●

2022 年〇月〇日版

目 次

0. 序文	1
1. 基本事項	1
2. 登録申請に関する事項	1
3. 登録、公表、および登録の維持管理に関する事項	2
4. 宣言の公表(宣言組織であることの对外告知)に関する事項	2

0. 序文

本文書は、認知症バリアフリー宣言運営要領（以下、運営要領と記載。）にて、申請組織および宣言組織（以下、組織と記載。）が遵守しなければならない事項を明示している。

事務局は、運営要領の改定時など本文書を改定した場合には、最新版を周知する。

1. 基本事項

日本認知症官民協議会より運営事務を委託された事務局は、認知症バリアフリー宣言のスキームオーナーとして宣言の登録、変更、登録停止、登録取消を含む、制度運用にかかわる決定の責任、権限を持つことから、宣言組織は、その権利および地位を他組織に譲渡してはならない。

組織は、本文書を遵守し、事務局による照会、調査等の求めがあった場合には真摯に対応しなければならない。

宣言書の記載内容については、組織自らが責任を負うものとし、自らの宣言書に対する問い合わせ等に対応しなければならない。また、事務局による登録の停止、取消に伴う損失が発生した場合であっても、事務局に対して損害賠償を請求しない。

2. 登録申請に関する事項(運営要領 4.1～5.3 参照)

2.1 申請書類提出

登録申請の際には、運営要領 4.2 が定める申請要件を全て満たしたうえで、所定の申請書類を提出しなければならない。

登録申請後の取下げを行う場合、または申請書類に記載した情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に申し出なければならない。

申請書類に不備があった場合には、申請書類の補正を行わなければならない。運営要領 5.3 が定める申請不受理の決定を行う要件に合致した場合は、その決定を受け入れなければならない。

（注）申請書類の提出とは、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトに用意された申請フォームに入力送信することをいう。

2.2 事務手数料の支払い

申請組織および宣言組織は、所定の事務手数料を事務局に支払うとともに、事務手数料の返還について、運営要領 4.5 の規定によるものとする。

3. 登録、公表、および登録の維持管理に関する事項(運営要領 6～8 参照)

3.1 宣言組織の登録および公表

宣言組織として登録された場合、運営要領 6.1 の手続きにより、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトにおいて公表されるものとする。

3.2 登録の有効期間および更新手続き

登録の有効期間は、登録の通知を受けた日から2年間であり、有効期限の到来日までに運営要領 6.7 の定める更新手続きを行わない場合、登録取消となるものとする。

3.3 登録情報の変更、登録取下げ

宣言書の内容、宣言の対象範囲、組織名称等の登録情報の変更は、運営要領 6.5 に従って実施しなければならない。

宣言組織は、登録後、事務局が別途定める方法により、宣言組織の登録の取下げを申請することができる。この際、登録抹消については認知症バリアフリー宣言ポータルサイトにおいて公表されるものとする。

3.4 登録停止および登録取消

宣言組織は登録停止、登録取消に係る運営要領 7.1 および 7.2 の規定を理解し、事務局の決定に従わなければならない。

宣言組織が登録の抹消の通知を受けた場合は、認知症バリアフリー宣言ポータルサイト上で登録抹消について公表されることについて同意し、ロゴマークの使用を含め、宣言組織であることを示す対外公表を取りやめなければならない。

事務局が、運営要領 7.3 が定める確認調査を実施する場合は、真摯に対応し協力しなければならない。

3.5 異議申し立て

事務局に対して異議申し立てを行う場合、運営要領附属書 C に従って、異議申し立ての内容を文書に記載し、事務局に提出しなければならない。

4 宣言の公表(宣言組織であることの対外公表)に関する事項

4.1 宣言の公表に関する基本原則

宣言組織は、宣言組織として登録されていることを対外的に告知する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- a) 宣言制度の信頼性を損なう表現を用いないこと。
- b) 宣言組織であることをもって、特定の製品・サービスの品質、効果・効能などについて、第三者から保証されていると誤認させうるなど、宣言制度の趣旨を誤認させる公表をしないこと。
- c) 登録の有効期間を超えて、宣言組織であることを公表しないこと。
- d) 自らの宣言の対象範囲を意図して誤認させる方法で公表しないこと。

- e) 宣言の公表について、適切な方法であるか明確に判断できない場合には、事務局に照会をすること。

4.2 認知症バリアフリー宣言ロゴマークによる公表

組織は、事務局が認知症バリアフリー宣言ロゴマークに係る一切の権利を有していることを理解し、本文書で規定されたマークの使用規則を遵守しなければならない。

4.2.1 認知症バリアフリー宣言ロゴマークの使用規則

認知症バリアフリー宣言ロゴマークは、宣言の登録完了後、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトに設定される宣言組織のマイページからダウンロードできる電子媒体を使用しなければならない。

認知症バリアフリー宣言ロゴマークの使用においては、次の事項を遵守しなければならない。



認知症バリアフリー宣言ロゴマーク

- 認知症バリアフリー宣言ロゴマークを拡大・縮小して使用すること、およびモノクロ加工して使用はできるが、形状を変形したり、加工したりすること、解像度を低める等、画像を劣化させる改変を行わないこと。
- 認知症バリアフリー宣言ロゴマークを特別に意図した形で囲まないこと（例：円で囲み、意匠を変える）。
- 認知症バリアフリー宣言ロゴマークの独立性と視認性を確保するため、他の表示要素との間に十分なスペース設けること（アイソレーションの確保）。なお、アイソレーションを確保していても認知症バリアフリー宣言ロゴマークの印象を損ねるような要素を認知症バリアフリー宣言ロゴマークの近くに配置することは避けること。
- 認知症バリアフリー宣言ロゴマークは、原則として白の背景色表示すること。

4.3 文章での公表

宣言の公表を文章で行う場合にも「4.1 宣言の公表に関する基本原則」を遵守し、該当の文章には「認知症バリアフリー宣言の登録」等の表現を用い、その文章に宣言対象範囲外

の事業所等も掲載されている場合には、宣言対象範囲外であることが識別できるようにしなければならない。

4.4 不適切な宣言の公表への対処

宣言組織は、事務局が宣言の不適切な引用や認知症バリアフリー宣言ロゴマークの誤解を招く使用を行った場合に実施する、次の処置に真摯に対応しなければならない。

- a) 期限（ホームページ：1 か月、印刷物：3 か月）内での修正。
- b) 期限（ホームページ：1 か月、印刷物：3 か月）経過後においても宣言の不適切な公表が解消されない場合、宣言の一時停止、取消、必要に応じて法的手段をとることを含む適切な処置。

3. 認知症バリアフリー宣言制度啓発ツール

3.1. 認知症バリアフリー宣言制度ガイドブック

認知症バリアフリー宣言に取り組むためには、基準に適合した体制の構築が必要となる。この体制構築を進めるにあたって直面する可能性のある、「どうしたらよいかのやり方の壁」、「人材の壁」を克服するためのツールとして、令和4年度から開始する「認知症バリアフリー宣言」制度ガイドブックの作成を行った。

「認知症バリアフリー宣言」制度ガイドブックの作成に際しては、これまでの調査結果によって蓄えた知見や日本認知症官民協議会が発信する情報を参考にするとともに、すでに認知症バリアフリーに取り組んでいる企業・団体に対してヒアリング調査を実施し、今後、新たに認知症バリアフリーに取り組む企業の参考になるよう企業・団体の取組み事例の掲載も行った。

作成したガイドブックは以下の通り。



認知症 バリアフリー 宣言



企業・団体の皆様に
ご参加いただくための
ガイドブック



「認知症バリアフリー宣言」は
認知症バリアフリーに取り組むことの
発信・行動を通じて、社会に寄与し
企業・団体などの価値を高める活動です。

だれもがなりうる認知症。高齢化とともに ますます増加してゆくことが予測されます。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。2025年には約700万人、65歳以上の約5人に1人が認知症になると推計される中、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる「共生」社会の実現が求められています。

また高齢者だけでなく、働き盛り世代で若年性認知症を発症される方もいます。だれもがなりうる認知症。私たち一人ひとりが考え、向きあっていく必要があります。

支え合い、共生する社会の実現へ。 いま企業・団体などの取組が期待されています。

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めていかなければなりません。しかし、認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという実態があるとされています。認知症になったり、それ以外の疾病や障がいを抱えたとしても、住み慣れた地域や環境で安心して普通に暮らし続けられるよう、より多くの力を結び合わせる。そんなあたたかな社会が望まれます。

「認知症バリアフリー宣言」は、「日本認知症官民協議会」が進める認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁をへらしていく「認知症バリアフリー」の取組のひとつ。企業・団体などが自らの取組を宣言し、行動につなげていくことで、職場から地域へ、社会全体へと共生する心を結び合わせていく活動です。

日本認知症官民協議会とは 認知症への取組を官民一体となって進めることを目的とし、経済界、産業界、医療・介護業界、学会や関係団体などから約100団体が参画して2019年に設立された団体です。



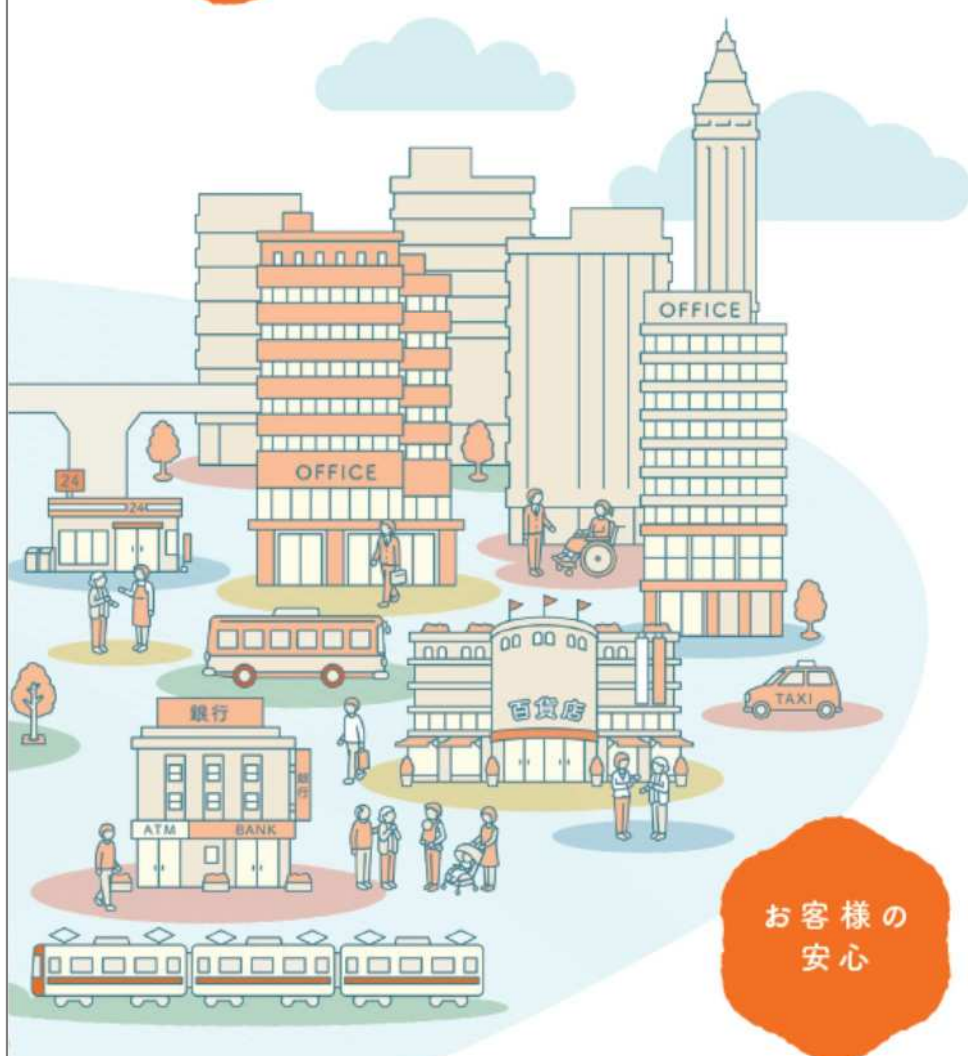
「認知症バリアフリー宣言」は 自社の取組を、暮らしの さまざまなシーンへと広がります。

企業・団体が「認知症バリアフリー宣言」の発信と行動をすることにより、
「認知症の人にやさしい店づくり」「働きやすい職場や機会の提供」
「地域の行政などと連携し、活動のスケールを広げる」などを実現して、
安心や信頼のできる暮らしへ幅広く貢献してゆきます。



従業員 からの 信頼

認知症への理解を深め、認知症になった従業員や家族に適切な対応をすることにより、自社に対する信頼性やエンゲージメントの向上を図ることができます。



お客様の 安心

認知症のお客様やその家族の方にも親身に対応。
安心して利用できる心強いお店としての評価を得られ、
お客様満足の向上、来店機会の増加につながります。

宣言 対象

STEP 1

企業・団体など
皆様の職場・職域を対象とします。

[対象組織]

- 企業・団体などを単位とします。
- 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- 反社会的勢力や団体と関係を有していないこと。

[宣言の範囲]

申請時の対象拠点は、特定の拠点(店舗や支社・支部など)だけでも、本社を含む複数拠点を一括しても構いません。

上記拠点の範囲を明確化したうえで、申請をお願いいたします。

業種・規模を問いません。

社会活動が未経験でも難しくありません。

認知症への理解を深め、 社会・地域との共生に取り組みます。

宣言への取組は、以下の[基本姿勢]に基づきます。

- おなじ社会の一員としてともに地域をつくり、
認知症の人や家族がより良い環境で安心して自分らしく生活ができる
社会の実現を目指します。
- 企業・団体は対象とする当事者を明確にし、
プライバシーや尊厳を尊重しつつ活動に取り組みます。

「当事者」とは
認知症の人やその家族、認知症の従業員やその家族など、企業・団体の内外の人を指します。

ボランティア、社会貢献の観点だけでなく、企業・団体の皆様の
継続的な事業展開にもつながるよう、自社の活動や事業、資源なども踏まえた
「宣言」をしていただくことも重要なポイントです。

「私たちも役立ちたい」。

その気持ちが宣言のスタートラインです。

宣言 基準

STEP 3

基準に基づいて、宣言書の作成をお願いいたします。

1



社内の 「人材育成」

「人材の育成」とは、当事者の立場に立った取組が行われるよう、従業員などに対して認知症についての正しい理解を促す活動を進めることです。理解を深めることで、お客様のニーズやお困りごとについて良く知ることができ、それによってきめ細やかな対応による顧客満足の向上、新たな商品・サービスの創出につながります。

参考例

- 認知症への対応や理解促進のための社員教育や社内推進責任者の育成。
- 認知症サポーター養成講座など外部機関による研修への参加、資格の取得、など。
- 新たな知見や気づきによる商品・サービスの創出。

2



行政、他業種などとの 「地域連携」

「地域連携」とは、地域の行政機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会など）や専門機関（認知症疾患医療センターなど）、他企業、当事者などとの連携を図ることです。

認知症の方やその家族の方に適切な対応をする準備ができ、地域や当事者のニーズに即した対策を講じることができます。

参考例

- 関係する地域の行政機関、専門機関との情報連携、意見交換。
- 関係機関や他企業などとの地域活動への参加・協力。（見守りネットワーク、徘徊通報・保護、認知症カフェ、高齢者サポート事業者など。）
- 他企業、異業種と連携したサービス・商品の開発。

「認知症バリアフリー宣言」 4 項目の宣言基準

この宣言基準では、具体的な活動に結び付くよう
認知症バリアフリーの推進に必要な4項目を設定しています。
大きな方向性を示してはいますが、一律の基準は設けていません。
自社の業種・業態や目的・目標によって柔軟に設定をお願いいたします。

3



認知症をサポートする 「社内制度」

「社内制度」とは、企業・団体などにおいて介護のための離職防止や当事者が働き続けられるなどの内部の環境づくりを行うことです。
安心して継続的に働ける制度を整備することで、ワークライフバランス、企業に対する信頼性が向上し、その結果、人材の確保、定着性の向上など、従業員エンゲージメントに寄与します。

参考例

- 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配属。
- 介護者の介護休暇、勤務時間（フレックス、時短など）、勤務場所（在宅、サテライトオフィスなど）の柔軟な対応。
- 認知症を含めた、さまざまな「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化。

4



お客さまが利用しやすい 「環境整備」

「環境整備」とは、お客様やその家族が利用しやすい店舗やWEBサイトなどの環境を整えること。また、従業員がストレスなく働ける職場とするためハード、ソフト両面を向上させることです。
店舗や職場が整備されることで、誰もが安心して利用、就労できる環境が整い、顧客満足、従業員エンゲージメントが向上します。

参考例

- 店舗のレイアウトや動線などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備。
- 優先時間帯やお客さまを急かさないスローレジなどソフト面の取組。
- 支援スタッフの配置や接遇マニュアルの整備により、施設・設備に大きく手を入れなくてもお客さまのお困りごとに対応する。

宣言は社会貢献のみならず、
自社事業の今後の進展にもつながります。

登録
までの
お手続き

STEP 4

申請により登録され、
HPを通じ広く公表されます。

登録までのお手続き

企業・団体

宣言作成



P5～8、および下記の資料
「認知症バリアフリー宣言基準」をご参照のうえ、
業種・業態に応じて宣言を作成してください。

申請書類
の作成



下記のURLから
「登録申請フォーム」へ進み、
必要事項と宣言を入力、
送信してください。

本社以外の対象拠点を公表する場合は
完了通知が届いた後に、拠点リストのデータの
入力をお願いいたします。

宣言作成から、「認知症バリアフリー宣言を行った企業・団体」として広く公表されるまでの
大まかな流れです。詳しくは下記の資料をご覧のうえ手続きをお進めください。

■ 資料：「認知症バリアフリー宣言基準」「認知症バリアフリー宣言維持管理遵守事項」
(日本認知症協会発行)

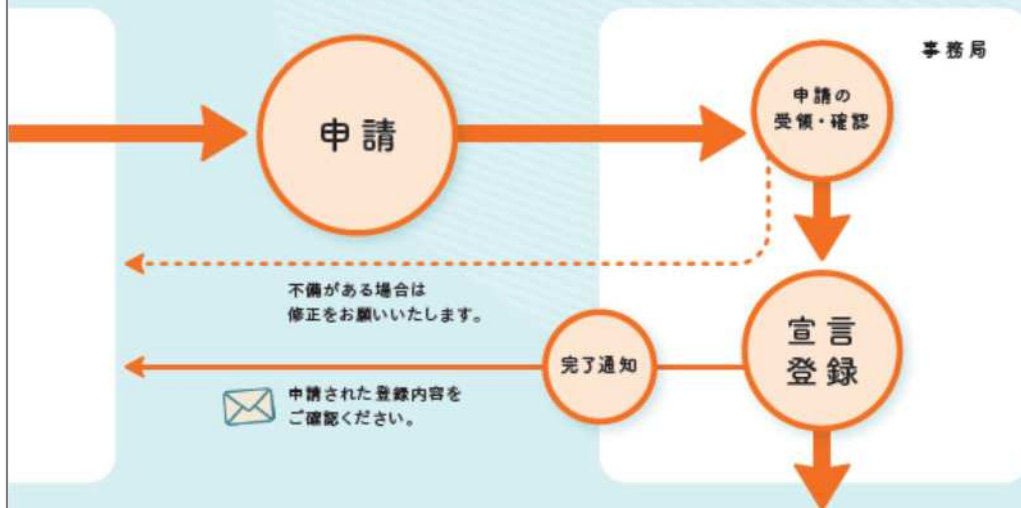
■ 上記資料は、サイト内でご覧になれます。
また、ご相談やお問い合わせは、このサイト内の
「お問い合わせフォーム」からお願いいたします。

<https://ninchisho-barrierfree.jp/>

認知症バリアフリー宣言ポータル



登録申請フォーム（一部）



登録された企業・団体としての



ロゴマークが付与され、
自社の活動に使用できます。



活動例の ご紹介



さまざまな企業・団体などで
「人材育成」「地域連携」「社内制度」「環境整備」の
取り組みが始まっています。ぜひご参加ください。

人材育成



太陽生命保険株式会社

認知症の方やご家族を温かく見守り、
支援する人材の育成

太陽生命では、認知症サポーターの養成に取り組んでおり、本社・支社などすべての事業所において「認知症サポーター」を配置。認知症についての理解を深めることで、認知症の方やご家族を温かく見守り、支援する社会の実現に協力できる人材の育成に努めています。

すべての現場職員を対象に 「認知症サポーター養成講座」を実施

直接お客様と対応する各支社所属全従業員を対象に、「認知症サポーター養成講座」を毎年開催。開催にあたっては地域包括支援センターとも連携して実施し、受講した職員は「認知症サポーター」として登録しています。



すべての支社に「キャラバン・メイト」を配置

「認知症サポーターキャラバン」を推進する企業として、「認知症キャラバンパートナー企業」に登録。認知症サポーター養成講座の講師役となる「企業内キャラバン・メイト」養成研修を毎年実施し、2021年11月末現在、190名(全国各支社1~2名)の「キャラバン・メイト」が在籍しています。



損害保険ジャパン株式会社

企業の枠を超え、認知症への理解を
深めていただく機会の提供

SOMPOグループでは、認知症への理解を深めるために、グループ全体で「認知症サポーター養成講座」を実施しています。さらに、損害保険ジャパンでは、自社の従業員だけでなく自社の商品を取り扱う全国の営業代理店も対象にした「認知症サポーター養成講座」を積極的に実施し、認知症の方やそのご家族が安心・安全・健康に暮らせる認知症バリアフリー社会の実現を目指しています。

全国の営業代理店も対象にした 「認知症サポーター養成講座」の実施

自社従業員だけでなく、お客様により近い存在である営業代理店の方にも認知症について理解を深めていただくために、地域の営業拠点の社員がキャラバン・メイトとなり、全国約48,000カ所の営業代理店を対象とした「認知症サポーター養成講座」を各地で実施しています。





株式会社イトーヨーカ堂

地域包括支援センターなどと連携した
認知症にやさしい地域づくり

イトーヨーカドーでは、自治体と包括連携協定を
締結。地域包括支援センターなどとの定期的な
情報交換や、対話の場づくりの他、地域のニーズ
に応じたお客様参加型の認知サポーター養成講
座の開催や、認知症カフェ、相談会などの場所の
提供、官民連携による介護イベントなど、生活に
密着した小売業として様々な取組を実施してい
ます。

店舗を活用した官民連携の場づくり

地域住民の方に気軽に立ち寄っていただけるよう、生
活動館上にあるお買い物場で、認知症について正し
く理解していただく啓発イベントや介護相談、予防イ
ベント、認知症カフェなどの取組を様々な店舗で実施
しています。

その他にも、地域包括支援センターや警察署と連携し
た「迷子の方の保護訓練」を店内で実施するなど、地
域の見守り活動にも協力しています。



社会福祉法人敬愛園

自治体と連携した認知症に関する地域の拠点づくり

福岡市内で介護福祉士養成校と、高齢者施設が
一体となった複合型の高齢者向け施設などを運
営する敬愛園は、自治体が進める認知症官民連携
「福岡市オレンジパートナーズ」への参画や、地
域住民の方の認知症に関する相談に専門職が対応
する「認知症かけこみ110番」などの活動を通じて
認知症にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

福岡市が進める認知症官民連携

「福岡市オレンジパートナーズ」への参加

認知症について自主的に「知る」「考える」「つながる」
「行動する」ために、認知症の人とその家族、企業・団
体、医療・介護・福祉事業者、行政で構成された「福岡
市オレンジパート
ナーズ」に参加。認
知症の人と企業な
どが双方向で関わ
りを持ち、定期的
な情報交換や地域
住民などへの啓発
を行っています。



お困りごとに専門職が対応する

「認知症かけこみ110番」

地域の方を対象に、認知症に関して困ったことがあ
れば、専門職に何でも相談できる窓口として「認知症
かけこみ110番」を設置しています。可能な限り住み
慣れた地域での生活が継続できるよう、専門職によ
る地域住民支援に取り組んでいます。



太陽生命保険株式会社

従業員が安心して働き続けられる
社内制度の整備

太陽生命では、家族の介護と仕事の両立ができる勤務環境の整備や、従業員自身の認知症予防に向けた機会提供を行い、従業員が安心して働けるために、10分単位の介護休暇制度や心の相談窓口の設置、内務員を対象にした、コアタイムのないフレックスタイム制度、短時間勤務制度などを導入しています。

介護休暇は10分単位から取得が可能

「より利用しやすい制度にして欲しい」という従業員の声から、10分単位での取得が可能な介護休暇制度をつくりました。介護休暇は年間30日分まで取得することができるほか、介護のためやむを得ず一定期間就労ができない場合には、通算3年間、介護休業を利用することができます。

会社補助によるMCIスクリーニング検査

2018年度より、55歳以降2歳ごとに従業員全員を対象として、会社の補助により、認知症の原因となる体内物質を測定し、認知症発症リスクを予測する「MCIスクリーニング検査」を受検できる制度を設けています。



株式会社三井住友銀行

従業員の介護とキャリアの両立を
支援する体制の整備

三井住友銀行では、家族を介護する必要が生じても、従業員が会社を退職しないのはもちろんのこと、介護を理由に望んだキャリアを諦めることなく活躍し続けられるよう、両立支援制度や介護とキャリアの両立をテーマにしたガイドブックの作成など従業員への情報提供機会の充実に取り組んでいます。

いつでも相談できる

「介護相談デスク」「介護コンシェルジュ」

社内に従業員とご家族が介護について気軽に相談できる窓口「介護相談デスク」を設置し、窓口には、専任の介護コンシェルジュを配置して、ケアマネジャーの紹介や介護施設のマッチング、介護保険申請サポートなど幅広い相談を受けています。相談方法も電話やメール、対面などが選択可能としており、従業員とご家族が相談しやすい環境を整えています。





株式会社イトーヨーカ堂

誰もが安心してお買物できる環境づくり

イトーヨーカドーでは、安全対策や災害に備えた体制を整備するのはもちろんのこと、お子様連れのお客様やご高齢のお客様、障がいのあるお客様など全てのお客様にお買物を楽しんでいただけるよう「お買い物介助サービス」や「おもしろ優先レジ」などの取組を行っています。

お手伝いが必要なお客様を支援する 「お買い物介助サービス」

イトーヨーカドー全店で販売員がお客様の見たい売場、お求めになりたい商品のある売場までご案内し、お買物をお手伝いするサービスを実施しています。

安心してお買い物できる「おもしろ優先レジ」

高齢者や障がい者、妊婦の方など配慮が必要なお客様が優先的に利用できる「おもしろ優先レジ」を食品売場・食品レジ（食品館、ザ・プライスを除く）に14時～16時の2時間設置。「おもしろ優先レジ」では、後ろのお客様を気にすることなく、ゆっくりとレジを過ごすことができます。



岡三にいがた証券

岡三にいがた証券株式会社

難しい金融商品を誰にとってもわかりやすく

岡三にいがた証券は、「地域に愛され、お客様と共に栄える」ことを経営理念に、地域対面証券会社として、認知症の方のみならず、ご高齢のお客様をはじめとした様々なステークホルダーに対し、わかりやすい情報発信につとめています。

わかりやすい文章や積極的な図表による情報提供

お客さまに配信する情報レポートなどは、可能な限り平易な文章、グラフ・図表の積極的な挿入、文字の大きさなど、すべてのお客様がわかりやすい資料提供に努めています。

必要に応じて、同様の金融商品の各種手数料やリスクの種類などの重要な内容を容易に比較できるようにした「重要情報シート」を用い、同種商品を比較しやすく、かつわかりやすく説明しています。



人生ノートを活用した豊かな生活のお手伝い

オリジナル人生ノートを活用したお客様の身体と医療介護に対する意思の把握により、これからの人生を豊かに生きるためのお手伝いをしています。



認知症
バリアフリー
宣言

企業・団体の皆様に
ご参加いただくための
ガイドブック



お問い合わせや詳しい情報は



<https://ninchisho-barrierfree.jp/>

認知症バリアフリー宣言ポータル

日本認知症官民協議会事務局

E-Mail: info@ninchisho-barrierfree.jp

発行：一般財団法人日本規格協会

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル Tel. 050-1742-6435 <https://www.jsa.or.jp/>

厚生労働省 令和3年度 老人保健健康増進等事業

認知症に関する企業等の「認知症バリアフリー宣言(仮称)」及び認知症制度の実施及び普及に向けたあり方に関する調査研究事業

2022.03

3.2. 認知症バリアフリー宣言制度啓発動画

認知症バリアフリーの拡大に向けては、認知症バリアフリー宣言制度についてより多くの企業・団体に知っていただき、宣言をしていただく必要があることから、制度創設の背景や制度の概要を分かりやすく知っていただくための、制度紹介動画の作成を行った。

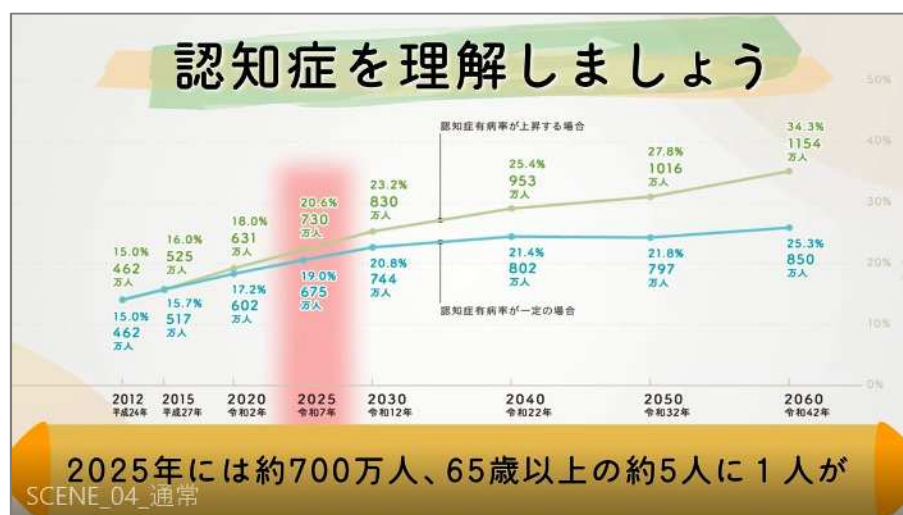
「認知症バリアフリー宣言」制度紹介動画の作成に際しては、これまでの調査結果によって蓄えた知見や日本認知症官民協議会が発信する情報を参考にした。

作成した紹介動画の概要は以下の通り。

【オープニング】



【認知症に関する基本情報・制度創設の背景】



【認知症に関する基本情報・制度創設の背景】



【認知症バリアフリー宣言制度の紹介】



4. 認知症バリアフリー宣言制度普及に向けた調査結果

4.1. 制度普及に向けた市区町村における施策の収集と連携意向アンケート調査

4.1.1. 調査目的

認知症バリアフリー宣言制度の普及に向けては、各市区町村で展開されている認知症施策との連携や、運用上の壁を生じさせないことが重要となる。そこで、認知症施策との連携の可能性や施策として推進する上での課題、企業と連携する上で開示して欲しい情報などについて把握するため市区町村対象にアンケート調査を実施した。

また、市区町村の認知症施策については、「認知症分野における官民連携・取組活性化事業」にて制作が行われている WEB サイトによる公表も見据え情報収集を行った。

4.1.2. 調査対象

全国の市区町村の認知症施策担当部署

4.1.3. 調査方法

都道府県から各市町村の担当部署に回答を依頼。WEB にて回収を行った。

4.1.4. 調査項目

令和 4 年度からの本格実施を見据えた、認知症バリアフリー宣言制度と市区町村における認知症施策の親和性、現在検討を行っている認証制度との親和性の他、認知症バリアフリー宣言、認証を市区町村の施策として推進する上での課題、宣言企業・団体に開示して欲しい情報等を把握した。また、市区町村における認知症施策の内容（概要や掲載 URL）についても調査を行った。調査項目については、資料編を参照。

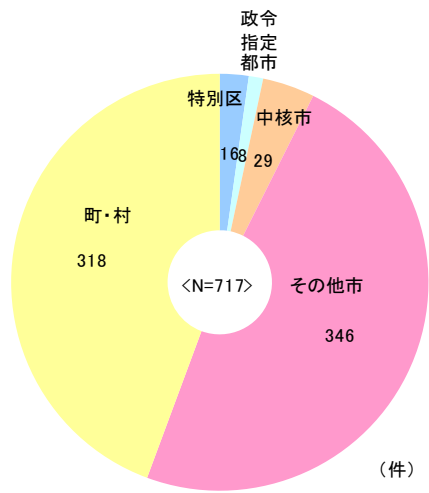
4.1.5. 調査結果

F1.回答自治体規模の分布

全回答者（市区町村）717 件のうち、回答が多かったのは「その他市」（346 件）と「町・村」（318 件）が 300 件台で、以下「中核市」（29 件）、「特別区」（16 件）、「政令指定都市」（8 件）。

回答率が最も高かったのは「特別区」（69.6%）。その他の市町村は 4 割前後。

図表 4.1.5-1 回答市区町村



図表 4.1.5-2 市区町村規模別回答率

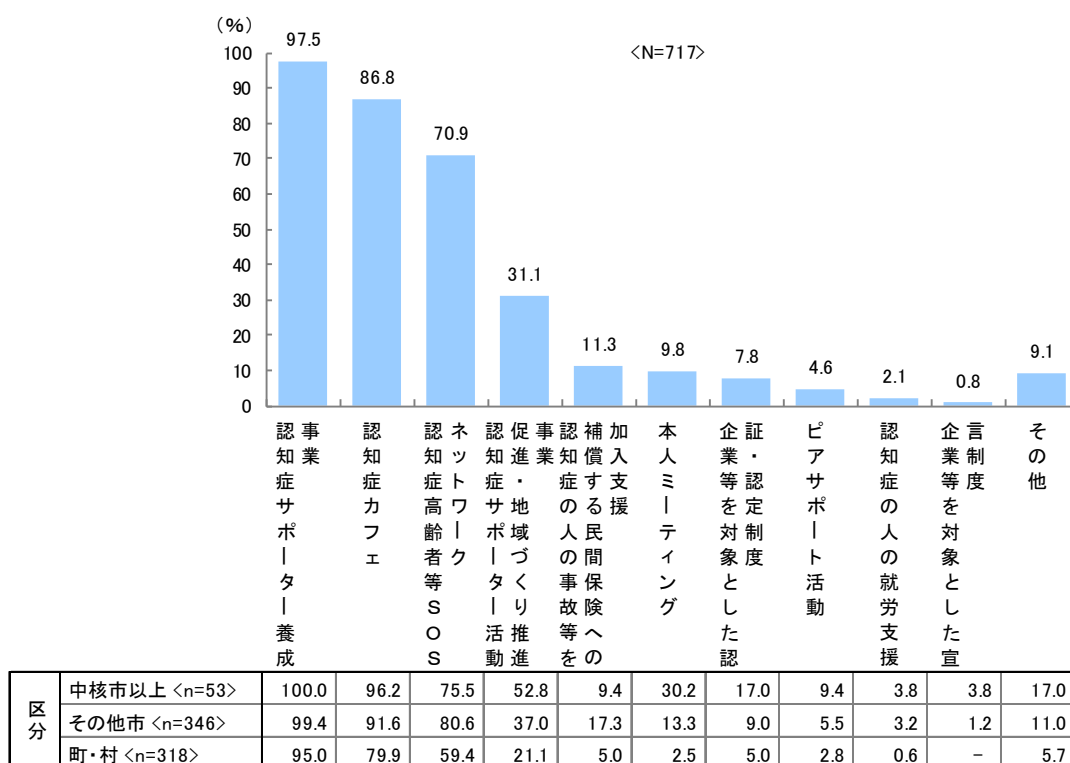
	回答数	回答率
特別区（23 区）	16	69.6%
政令市	8	40.0%
中核市	29	46.8%
その他市	346	48.7%
町・村	318	34.1%

(1) 取り組んでいる認知症バリアフリー施策

「認知症サポーター養成事業」(97.5%)、「認知症カフェ」(86.8%)、「認知症高齢者等 S O S ネットワーク」(70.9%) の 3 項目は 7 割以上が実施。

「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」「本人ミーティング」をあげる割合は、《中核市以上》が《その他市》を大きく上回る。《町・村》は総じて低い。

図表 4.1.5-3 市区町村にて取り組んでいる認知症バリアフリー施策について当てはまるもの(複数回答)

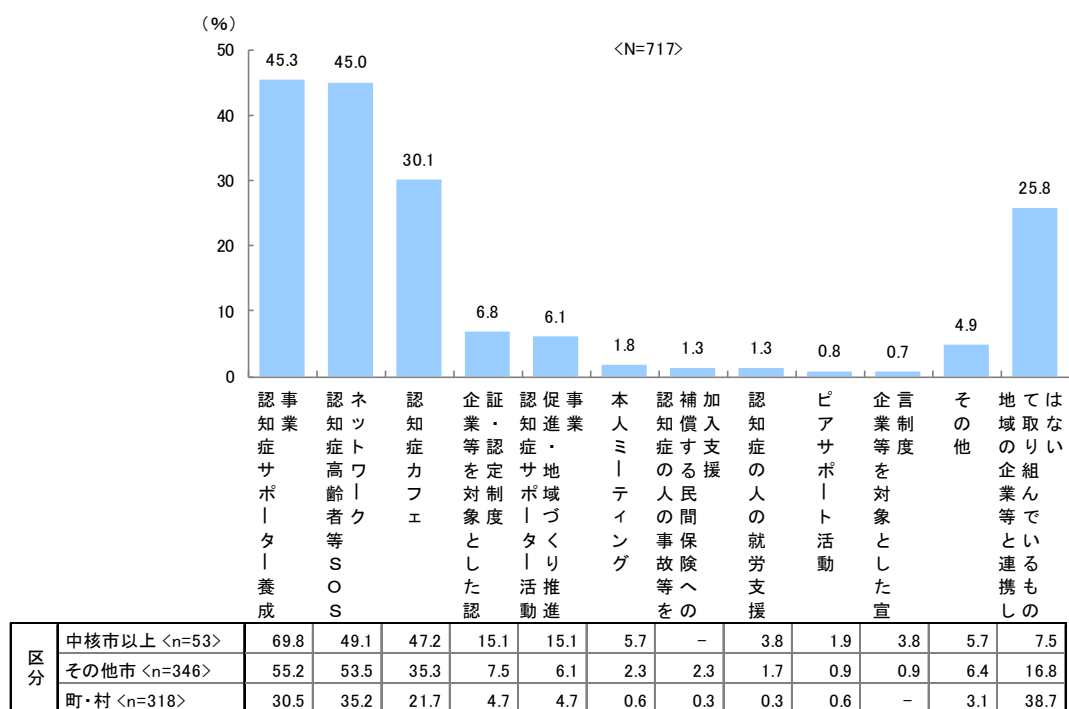


（２）認知症バリアフリー施策のうち、地域の企業等と連携して取り組んでいる取組

「認知症サポーター養成事業」(45.3%)、「認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク」(45.0%)が４割台、「認知症カフェ」(30.1%)が３割台が多い。一方、「地域の企業等と連携して取り組んでいるものはない」(25.8%)も４分の１。

「認知症サポーター養成事業」「認知症カフェ」は《中核市以上》の方が《その他市》よりも高く、また《町・村》は総じて低い。一方「地域の企業等と連携して取り組んでいるものはない」は《町・村》が最も高く、《中核市以上》が最も低い。

図表 4.1.5-4 地域の企業等と連携して取り組んでいる取組

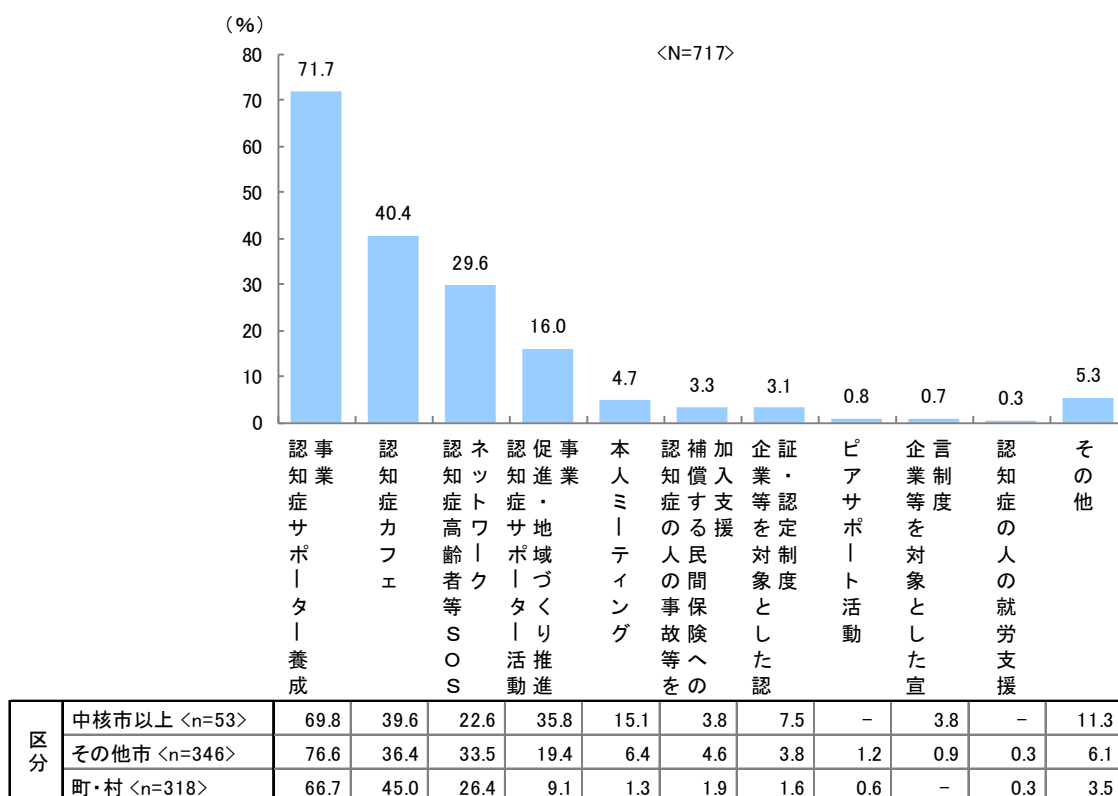


（３）認知症バリアフリー施策の中で特に力を入れている取組

「認知症サポーター養成事業」（71.7％）が7割を超えて最も多く、次いで「認知症カフェ」（40.4％）が約4割、「認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク」（29.6％）が約3割で続く。

「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」「本人ミーティング」などは《中核市以上》が最も高く、《町・村》が最も低い。

図表 4.1.5-5 認知症バリアフリー施策の中で特に力を入れている取組



(4) 認知症バリアフリー施策の中で特に力を入れている取組の理由

【認知症サポーター養成事業】では「認知症に対する正しい理解を広めたいため」(148件)が最も多く、また「地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため」(63件)も多い。【認知症カフェ】では「居場所、コミュニケーションの場を作るため」(52件)、【認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク】では「行方不明者、徘徊、孤独死対策のため」(37件)、【認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(チームオレンジ)】では「地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため」(20件)と「現在取り組みの準備中、立ち上げ段階であるから」(19件)がそれぞれ多い。【本人ミーティング】では「本人の声を施策に反映させるため」(10件)、【企業等を対象とした認証・認定制度(認知症にやさしいお店等)】では「地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため」(4件)が最も多いが、いずれもあまり多くはない。

図表 4.1.5-6 認知症サポーター養成事業

順位		件数
1	認知症に対する正しい理解を広めたいため	148
2	地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため	63
3	チームオレンジを開設するため	13
4	小中学生から教育していくことが必要だから	12
	その他	29

図表 4.1.5-7 認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク

順位		件数
1	行方不明者、徘徊、孤独死対策のため	37
2	地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため	23
3	介護者の負担を軽減するため	5
	現在取り組みの準備中、立ち上げ段階であるから	5
	その他	15

図表 4.1.5-8 認知症カフェ

順位		件数
1	居場所、コミュニケーションの場を作るため	52
2	認知症に対する正しい理解を広めたいため	22
3	地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため	14
4	介護者の負担を軽減するため	11
5	現在取り組みの準備中、立ち上げ段階であるから	7
6	チームオレンジを開設するため	5
	その他	31

図表 4.1.5-9 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）

順位		件数
1	地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため	20
2	現在取り組みの準備中、立ち上げ段階であるから	19
3	認知症に対する正しい理解を広めたいため	4
	本人や家族が社会参加できる機会を創出するため	4
	その他	9
	特になし	1

図表 4.1.5-10 本人ミーティング

順位		件数
1	本人の声を施策に反映させるため	10
2	居場所、コミュニケーションの場を作るため	4
	その他	4

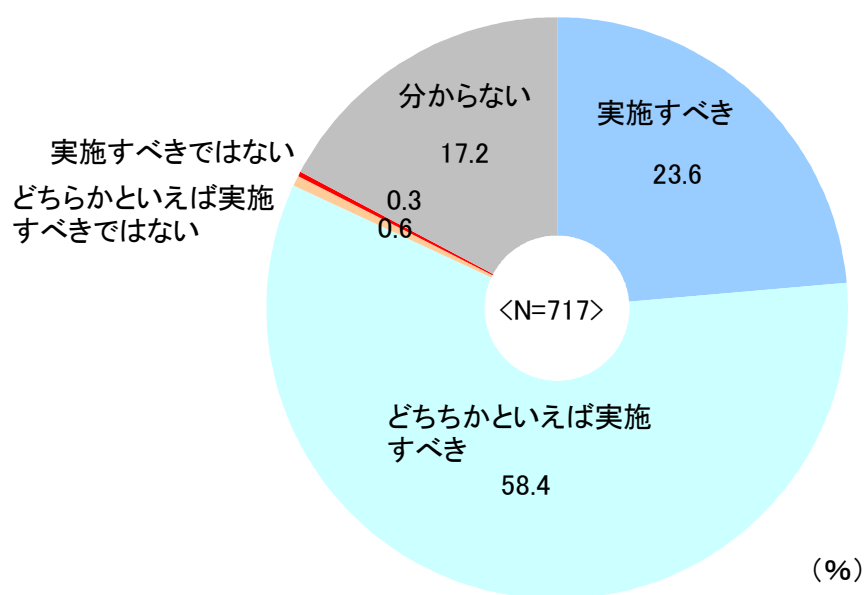
図表 4.1.5-11 企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）

順位		件数
1	地域の見守り体制を強化するため／安心できるまちづくりのため	4
2	認知症に対する正しい理解を広めたいため	3
	その他	2

(5) 認知症バリアフリー宣言制度の導入についてどのように考えるか

「実施すべき」(23.6%)、「どちらかといえば実施すべき」(58.4%)を合わせた“実施すべき”が8割強(82.0%)と多数を占める。そのほかの回答も「分からない」(17.2%)が大半で、「どちらかといえば実施すべきではない」(0.6%)、「実施すべきではない」(0.3%)はともにごくわずか。

図表 4.1.5-12 認知症バリアフリー宣言制度の導入についてどのように考えるか

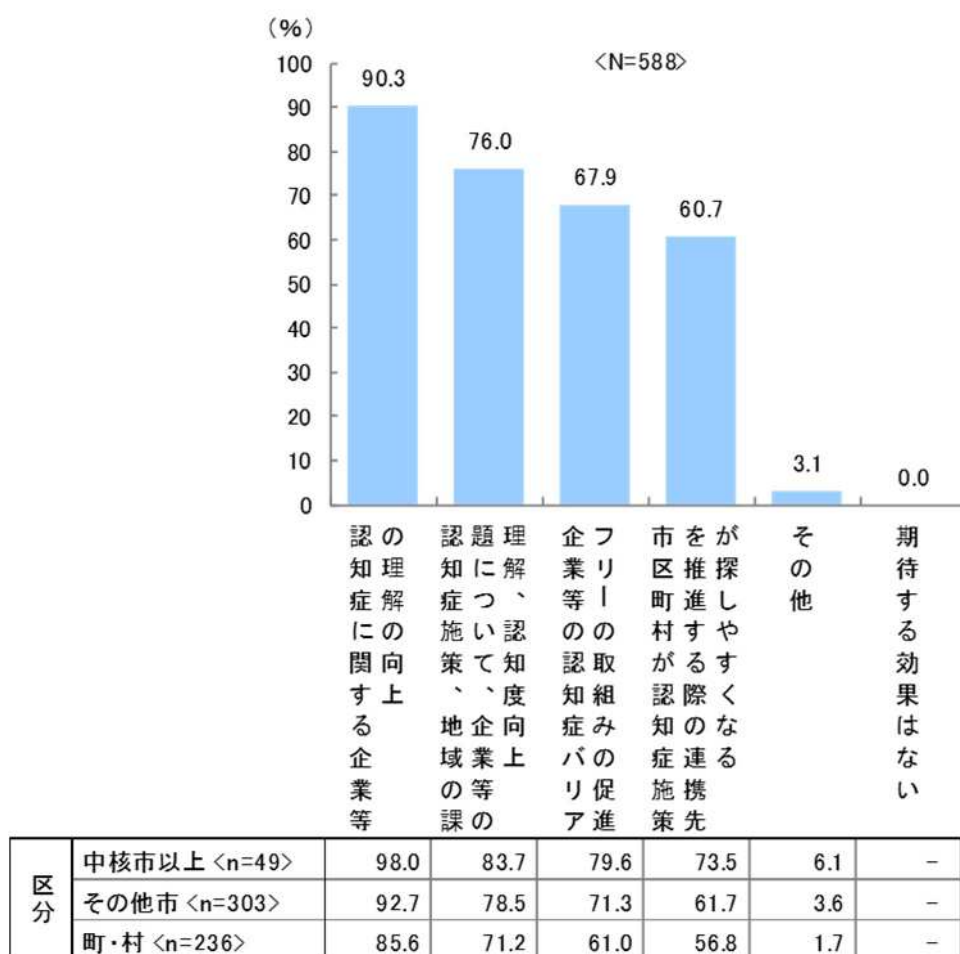


（５-１）“実施すべき”と考えた理由として、制度に期待する効果

「認知症に関する企業等の理解の向上」(90.3%)が９割に達しているほか、「認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上」(76.0%)、「企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進」(67.9%)、「市区町村が認知症施策を推進する際の連携先が探しやすい」(60.7%)などの順。

総じて《中核市以上》が最も高く、《町・村》が最も低い項目が多い。

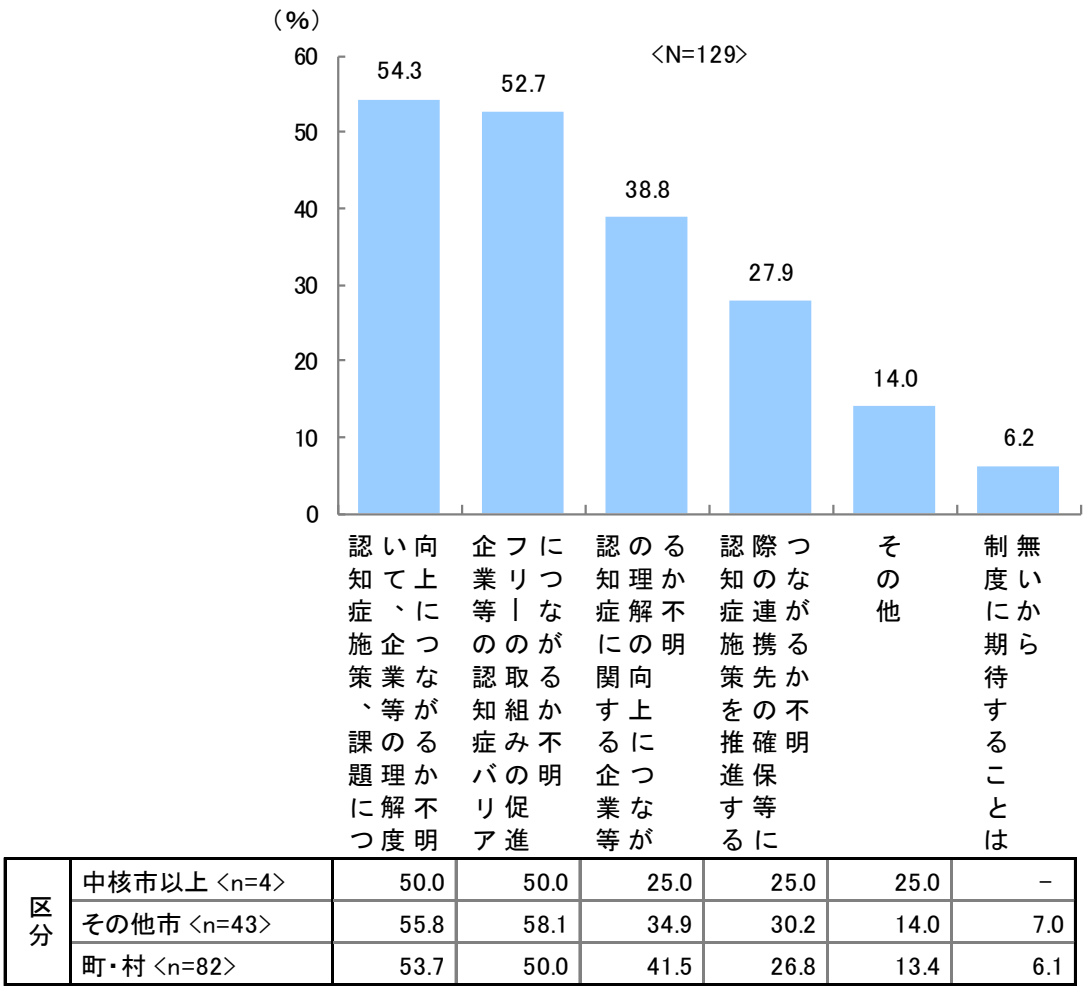
図表 4.1.5-13 “実施すべき”と考えた理由として、制度に期待する効果（複数回答）



（５-２）“実施すべきではない”「分からない」と考えた理由

「認知症施策、課題について、企業等の理解度向上につながるか不明」（54.3％）と「企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進につながるか不明」（52.7％）が半数強で多く、以下「認知症に関する企業等の理解の向上につながるか不明」（38.8％）、「認知症施策を推進する際の連携先の確保等につながるか不明」（27.9％）が続く。

図表 4.1.5-14 “実施すべきではない”「分からない」と考えた理由（複数回答）

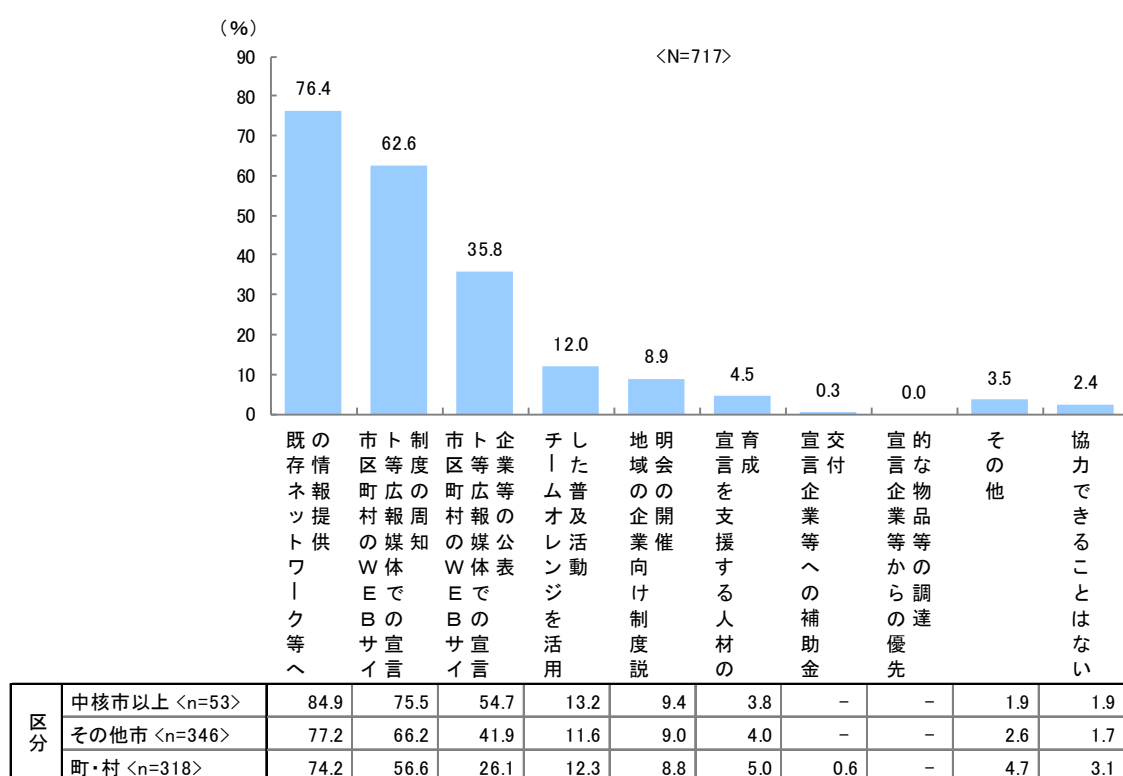


(6) 今後、「認知症バリアフリー宣言」を導入する際に、協力可能と考えられる取組み

「既存ネットワーク等への情報提供」(76.4%) が最も多く、次いで「市区町村の WEB サイト等広報媒体での宣言制度の周知」も 6 割強 (62.6%)。次いで「市区町村の WEB サイト等広報媒体での宣言企業等の公表」(35.8%) が 3 割台。

「市区町村の WEB サイト等広報媒体での宣言企業等の公表」をはじめ、総じて《中核市以上》が高く、《町・村》が低い項目が多い。

図表 4.1.5-15 「認知症バリアフリー宣言」を導入する際に、協力可能と考えられる取組み (複数回答)

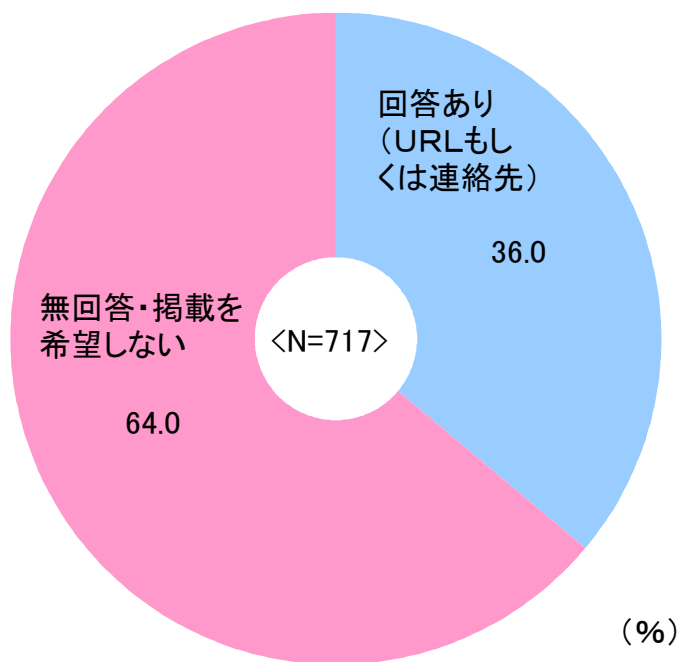


(7) 認知症バリアフリー宣言を行った企業等を公表する WEB サイトへの掲載の可否

「回答あり (URLもしくは連絡先)」は 36.0%。

掲載希望自治体は「認知症分野における官民連携・取組活性化事業」にて制作が行われている WEB サイトによる掲載し、公表を行った。

図表 4.1.5-16 WEB サイトへの掲載の可否

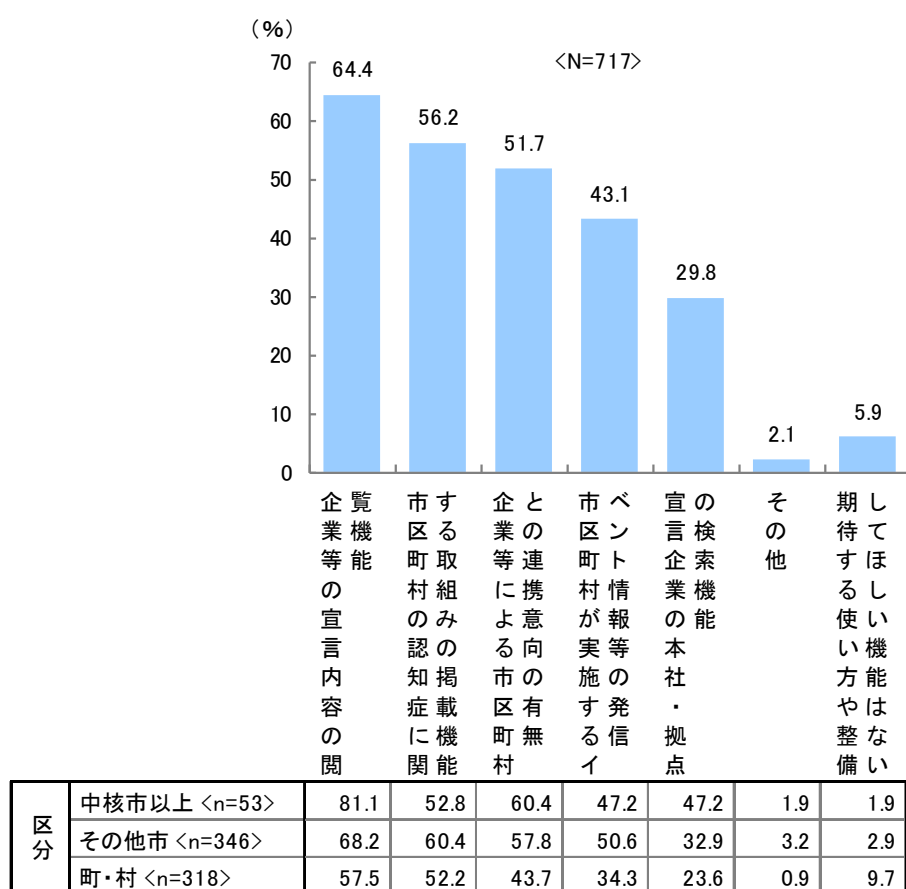


(8) WEB サイトについて、期待する使い方や整備して欲しい機能

「企業等の宣言内容の閲覧機能」(64.4%)が最も多く、以下「市区町村の認知症に関する取組みの掲載機能」(56.2%)、「企業等による市区町村との連携意向の有無」(51.7%)、「市区町村が実施するイベント情報等の発信」(43.1%)、「宣言企業の本社・拠点の検索機能」(29.8%)などの順。

「企業等の宣言内容の閲覧機能」「宣言企業の本社・拠点の検索機能」をあげる割合は《中核市以上》で最も高く、《町・村》で最も低い。

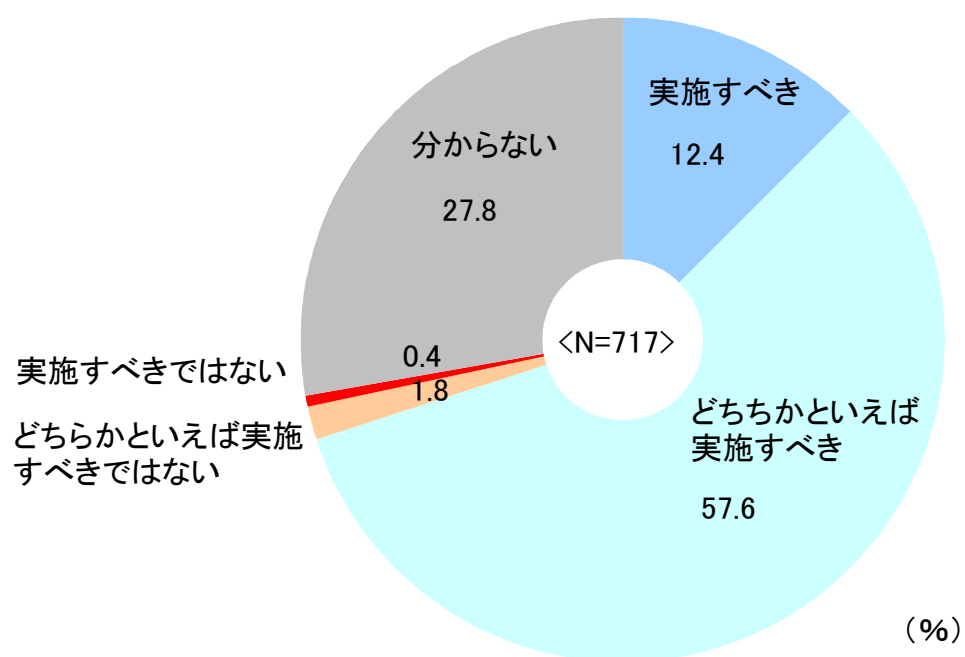
図表 4.1.5-17 WEB サイトについて、期待する使い方や整備して欲しい機能（複数回答）



(9) 認知症バリアフリー認証制度の導入についてどのように考えるか

「実施すべき」(12.4%)は1割台とあまり多くないが、「どちらかといえば実施すべき」(57.6%)は半数を超え、合わせて“実施すべき”は7割(70.0%)に達する。そのほかの回答も「分からない」(27.8%)が多く、「どちらかといえば実施すべきではない」(1.8%)、「実施すべきではない」(0.4%)はともにごくわずか。

図表 4.1.5-18 認知症バリアフリー認証制度の導入についてどのように考えるか

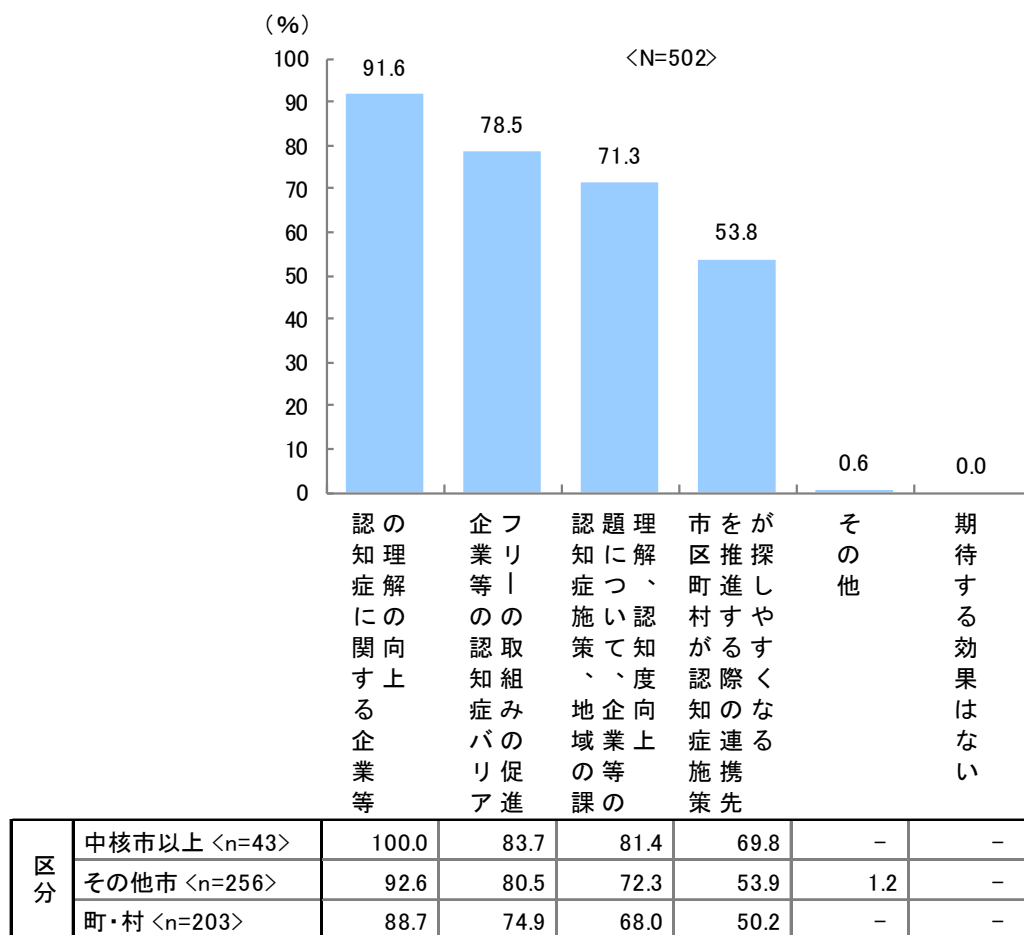


(9-1) “実施すべき”と考えた理由として、制度に期待する効果

「認知症に関する企業等の理解の向上」(91.6%)が9割を超えて最も多く、以下「企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進」(78.5%)、「認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上」(71.3%)、「市区町村が認知症施策を推進する際の連携先が探しやすくなる」(53.8%)などが続く。

総じて《中核市以上》で高く、《町・村》で低い。

図表 4.1.5-19 “実施すべき”と考えた理由（複数回答）

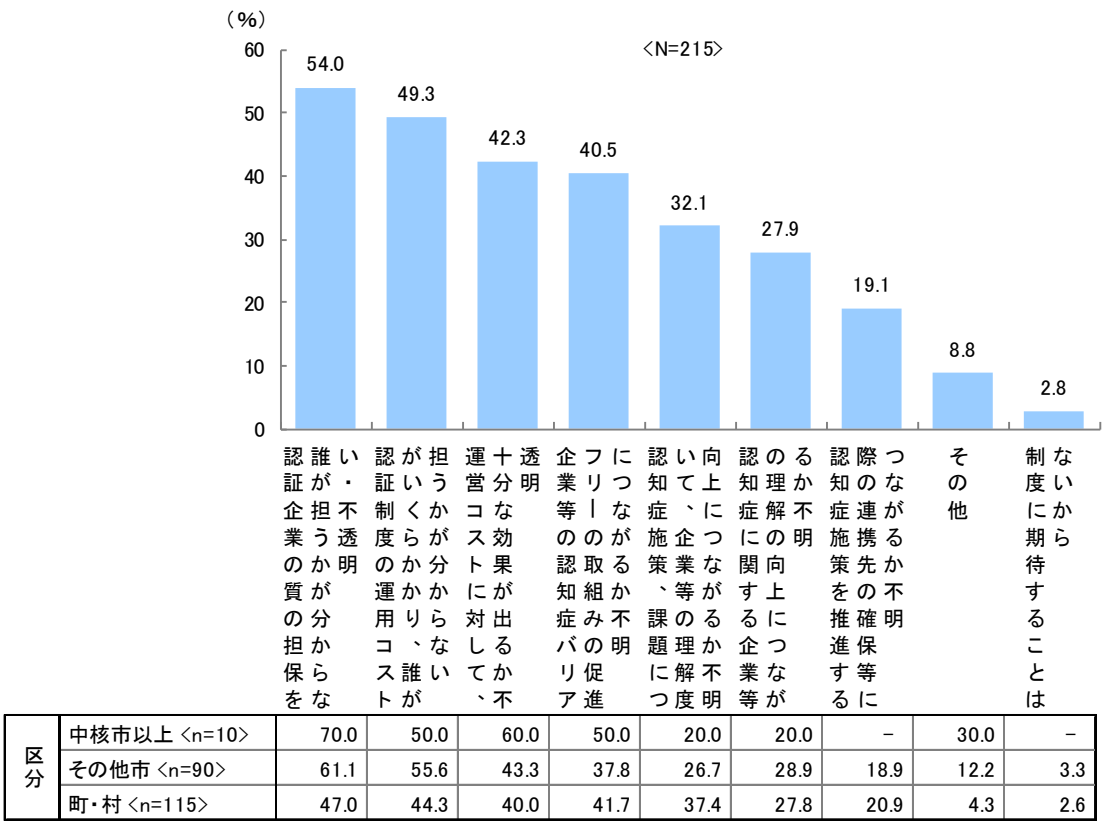


（9-2）“実施すべきではない”「分からない」と考えた理由

「認証企業の質の担保を誰が担うかが分からない・不透明」（54.0%）が最も多く、以下「認証制度の運用コストがいくらかかり、誰が担うかが分からない」（49.3%）、「運営コストに対して、十分な効果が出るか不透明」（42.3%）、「企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進につながるか不明」（40.5%）、「認知症施策、課題について、企業等の理解度向上につながるか不明」（32.1%）などの順。

「認証企業の質の担保を誰が担うかが分からない・不透明」「認証制度の運用コストがいくらかかり、誰が担うかが分からない」は《その他市》の方が《町・村》よりも高い。

図表 4.1.5-20 “実施すべきではない”「分からない」と考えた理由（複数回答）

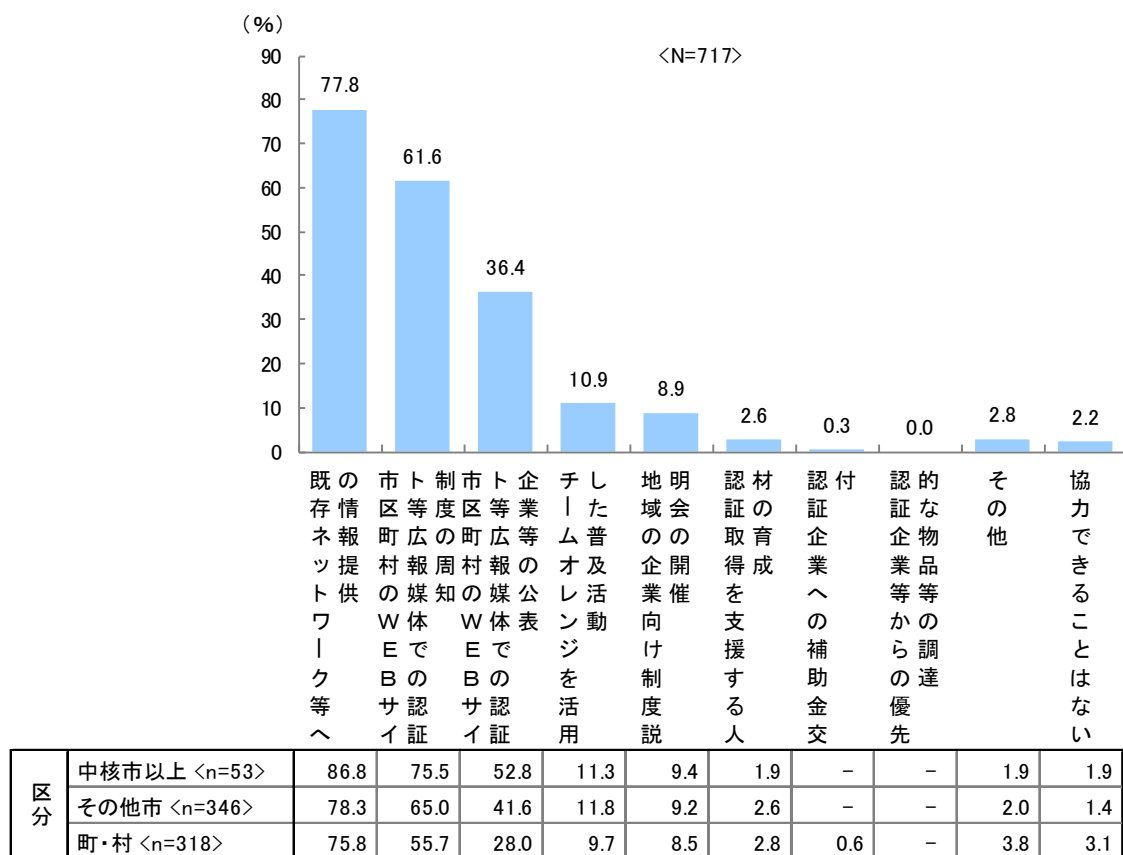


(10) 今後、「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、協力可能と考えられる取組み

「既存ネットワーク等への情報提供」(77.8%)、「市区町村のWEBサイト等広報媒体での認証制度の周知」(61.6%)の2項目が半数を超えて多く、次いで「市区町村のWEBサイト等広報媒体での認証企業等の公表」(36.4%)。

総じて《中核市以上》が高く、《町・村》が低い。

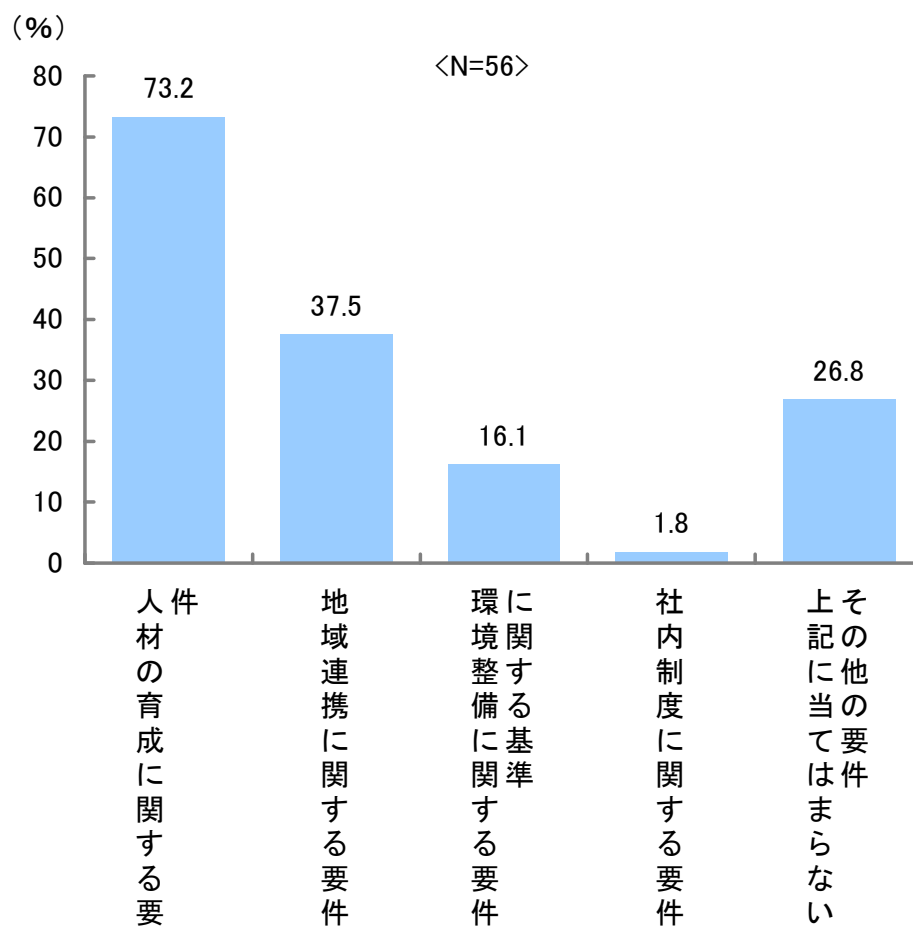
図表 4.1.5-21 「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、協力可能と考えられる取組み



(11)「企業等を対象とした認証・認定制度」に含まれている登録要件

認知症にやさしいお店をはじめとした企業等を対象とした認証・認定制度に含まれる登録要件については、「人材の育成に関する要件」(73.2%)が突出して多く、以下「地域連携に関する要件」(37.5%)、「環境整備に関する要件に関する基準」(16.1%)、「社内制度に関する要件」(1.8%)などが続く。

図表 4.1.5-22 「企業等を対象とした認証・認定制度」に含まれている登録要件



(12) 障害や課題となりそうなことや、相乗効果をあげる施策となるために期待すること

【宣言について】は回答が少なく、分析は困難である。【認証について】も回答者はあまり多くないが、「既存の制度との棲み分けなど、もう少し整理が必要である」(6件)が最も多い。

図表 4.1.5-23 認証について

順位		件数
1	既存の制度との棲み分けなど、もう少し整理が必要である	6
	その他	8
	特になし	4

(13) 「認知症バリアフリー宣言、認証」制度に対する意見等

回答者はやはりあまり多くないが、「認知症に対する啓発活動、見守り強化につながることを期待」(22件)が最も多い。

図表 4.1.5-24 「認知症バリアフリー宣言、認証」制度に対する意見等

順位		件数
1	認知症に対する啓発活動、見守り強化につながることを期待	22
2	制度の具体的な内容や、事例、方針などがわからない	12
3	自治体や企業の負担に見合う効果があるのかわからない	10
4	既存の制度との整合性、棲み分けの整理が必要	8
	官民連携をより図れるようにしてほしい	8
6	宣言をしたり認証を得るだけでなく、実際に効力のあるものにしてほしい	6
	その他	15
	特になし	17

4.2. 制度普及に向けた業界団体等との連携構築に向けたアンケート調査

4.2.1. 調査目的

地域共生社会を実現するためには、より多くの企業・団体等の巻き込みが必要である。令和4年度からの本格実施する「認知症バリアフリー宣言」制度の普及拡大に向け、日本認知症官民協議会参画団体や制度普及において重要な役割を期待する団体等を対象に、連携に向けた意向や連携推進に向けた課題を把握するためのアンケート調査を実施した。

4.2.2. 調査対象

日本認知症官民協議会に参画する業界団体等

4.2.3. 調査方法

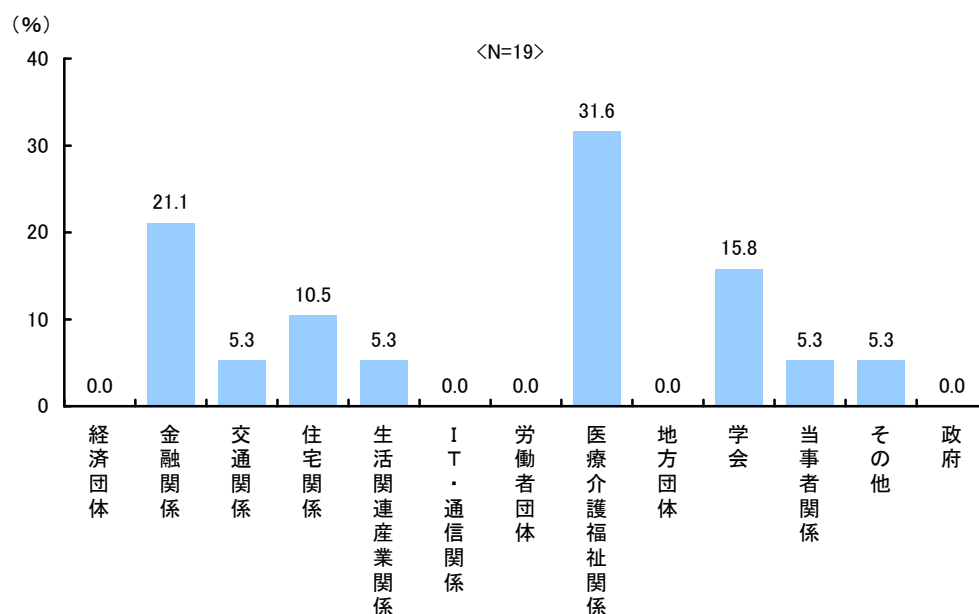
日本認知症官民協議会事務局の協力を得て、調査対象団体にメールにてアンケート調査依頼、調査票を送付。メールにてアンケートにて回答を回収した。

4.2.4. 調査項目

認知症バリアフリー推進に向けた業界の課題や、令和4年度から開始する「認知症バリアフリー宣言」、現在検討を進めている認証制の普及に向けた連携意向に加え、宣言による金利優遇や ESG 投資等における加点の可能性（金融機関のみ）、連携推進に向けた課題等について調査を行った。調査項目については、資料編を参照。

4.2.5. 調査結果

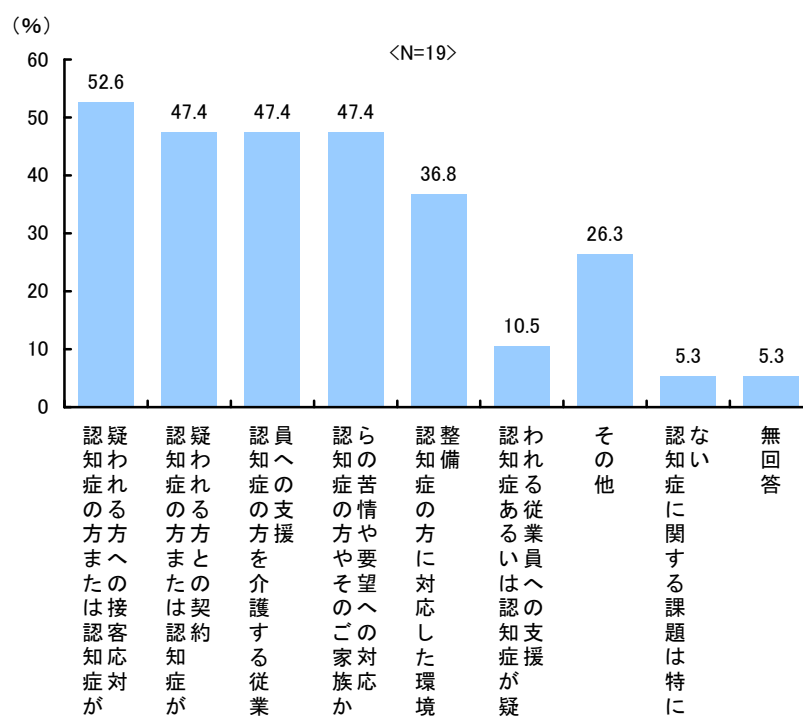
F 1. 業種別業界団体割合



(1) 自業界において「認知症」に関して課題になっていること

「認知症の方または認知症が疑われる方への接客対応」(52.6%)、「認知症の方または認知症が疑われる方との契約」(47.4%)、「認知症の方を介護する従業員への支援」(47.4%)、「認知症の方やそのご家族からの苦情や要望への対応」(47.4%)の4項目が半数前後で多く、次いで「認知症の方に対応した環境整備」(36.8%)が3割台。

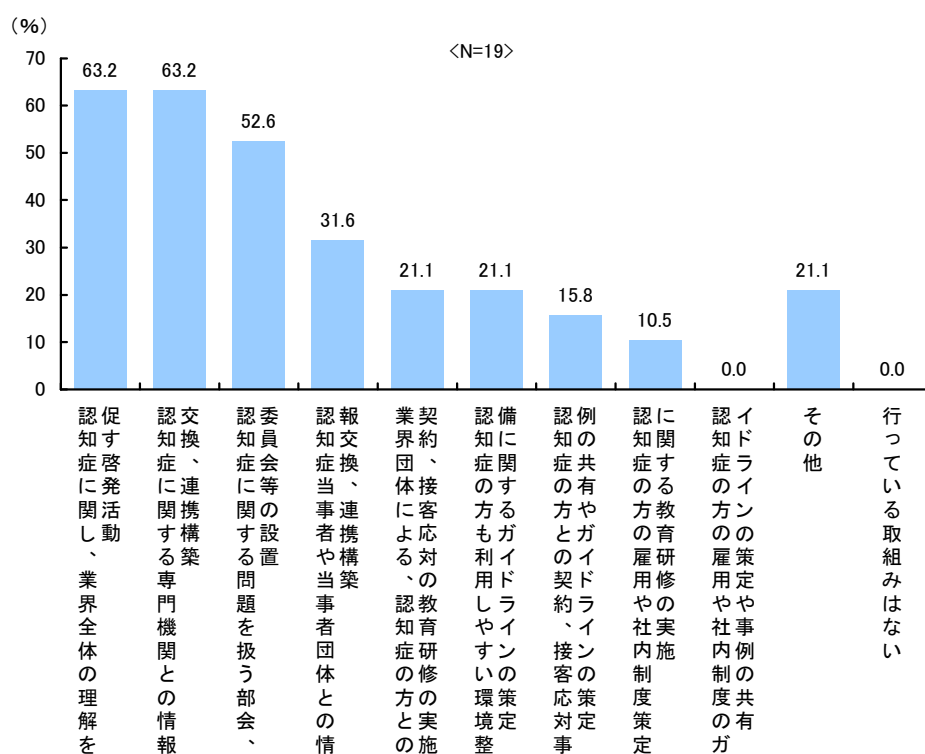
図表 4.2.5-1 自業界において「認知症」に関して課題になっていること（複数回答）



(2) 自業界における「認知症」に関する課題解決に向けて行っている取組

「認知症に関し、業界全体の理解を促す啓発活動」(63.2%)、「認知症に関する専門機関との情報交換、連携構築」(63.2%) がともに6割強、次いで「認知症に関する問題を扱う部会、委員会等の設置」(52.6%) が半数強が多い。以下、「認知症当事者や当事者団体との情報交換、連携構築」(31.6%)、「業界団体による、認知症の方との契約、接客対応の教育研修の実施」(21.1%)、「認知症の方も利用しやすい環境整備に関するガイドラインの策定」(21.1%) などの順。

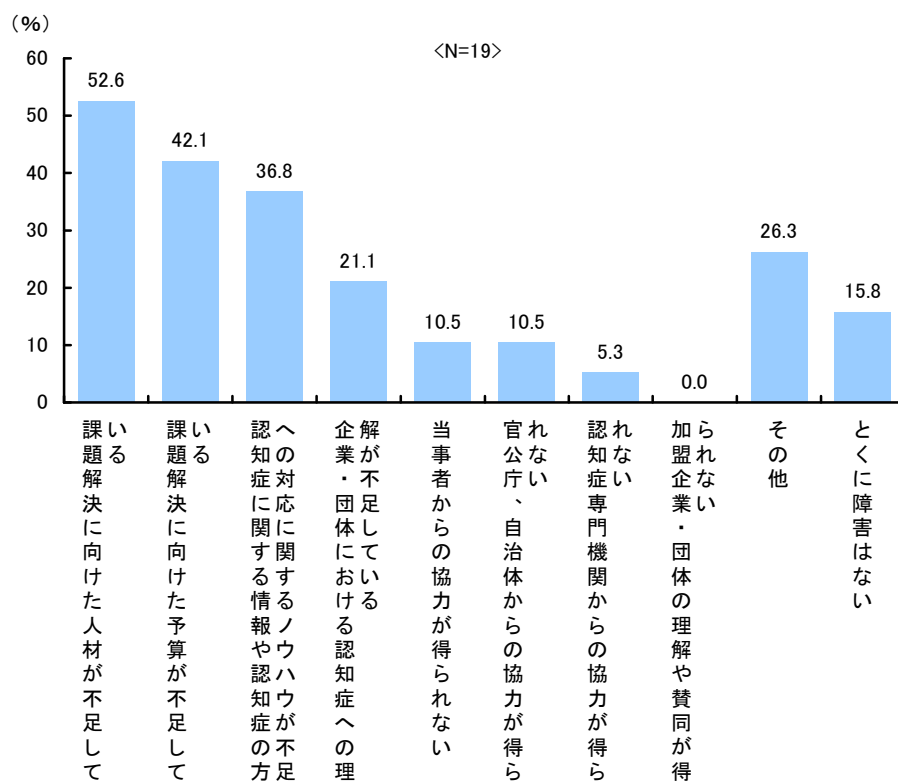
図表 4.2.5-2 自業界における「認知症」に関する課題解決に向けて行っている取組
(複数回答)



(3)「認知症」に関する課題解決に向けた取組を推進するに当たって、自業界における障害

「課題解決に向けた人材が不足している」(52.6%)が半数強で最も多く、以下「課題解決に向けた予算が不足している」(42.1%)、「認知症に関する情報や認知症の方への対応に関するノウハウが不足」(36.8%)、「企業・団体における認知症への理解が不足している」(21.1%)、「当事者からの協力が得られない」(10.5%)、「官公庁、自治体からの協力が得られない」(10.5%)などの順。「とくに障害はない」との回答は15.8%で、大半の回答団体が何らかの障害をあげている。

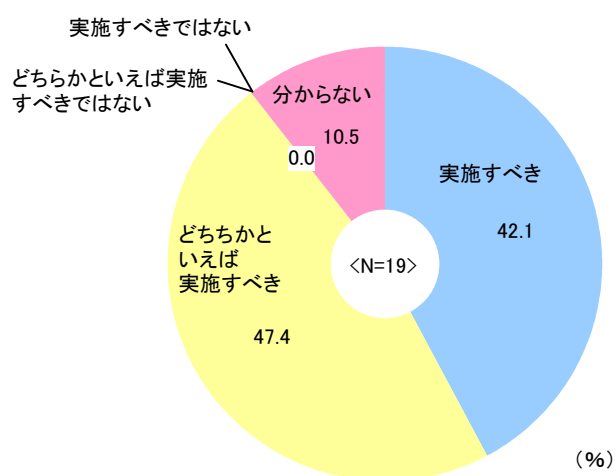
図表 4.2.5-3 「認知症」に関する課題解決に向けた取組を推進するに当たって、自業界における障害（複数回答）



(4) 自業界の考えとして、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」制度の導入は実施すべきと
考えているか

「実施すべき」が4割強（42.1%）、「どちらかといえば実施すべき」が5割弱
（47.4%）を占め、「どちらかといえば実施すべきではない」（0.0%）、「実施すべきではな
い」（0.0%）との回答は皆無だった。

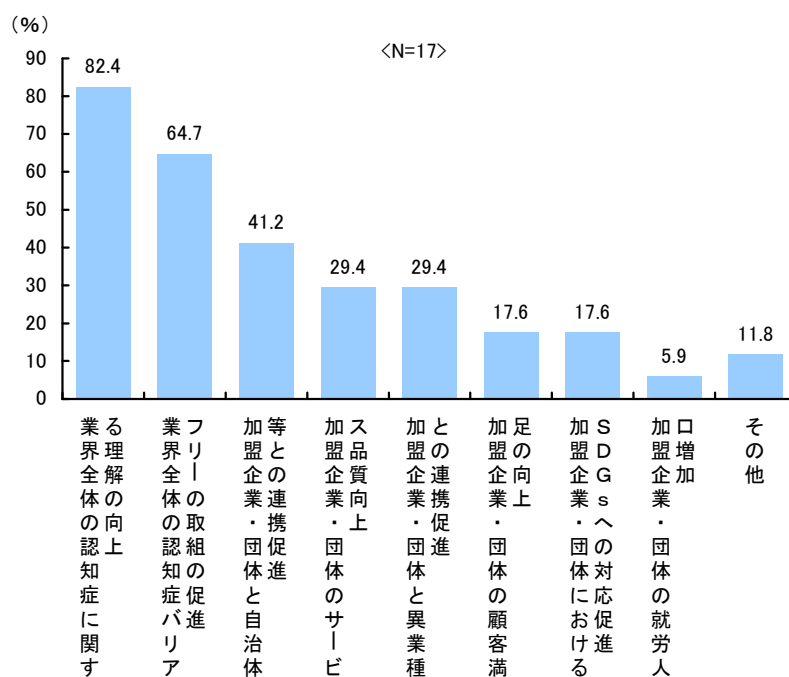
図表 4.2.5-4 自業界の考えとして、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」制度の導入は実
施すべきと考えているか



(4-1)「認知症バリアフリー宣言（仮称）」制度の導入を実施すべきと考えた理由

「業界全体の認知症に関する理解の向上」を8割強（82.4%）があげているほか、「業界全体の認知症バリアフリーの取組の促進」（64.7%）、「加盟企業・団体と自治体等との連携促進」（41.2%）、「加盟企業・団体のサービス品質向上」（29.4%）、「加盟企業・団体と異業種との連携促進」（29.4%）などがあげられている。

図表 4.2.5-5 「認知症バリアフリー宣言（仮称）」制度の導入を実施すべきと考えた理由
（複数回答）

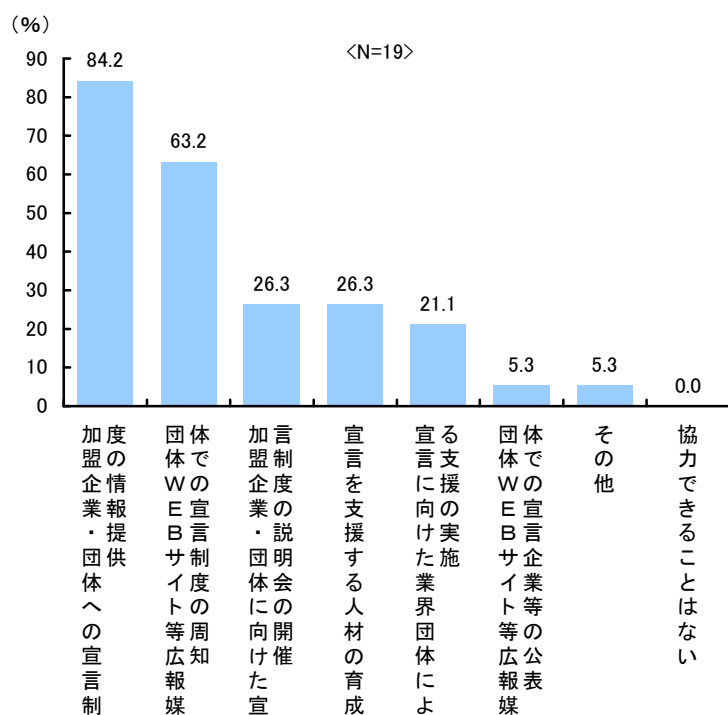


なお、「分からない」と考えた理由としては、サンプル数が2件と少ないが、「制度の効果が期待できない」（2件）、「業界としてこの取組を推進する必要性がない」（1件）となっている。

(5) 自業界団体として、協力可能と考えられる取組

「加盟企業・団体への宣言制度の情報提供」(84.2%) が8割を超えて最も多く、次いで「団体 WEB サイト等広報媒体での宣言制度の周知」(63.2%) も6割台を占めている。以下、「加盟企業・団体に向けた宣言制度の説明会の開催」(26.3%)、「宣言を支援する人材の育成」(26.3%)、「宣言に向けた業界団体による支援の実施」(21.1%)などの順となっている。

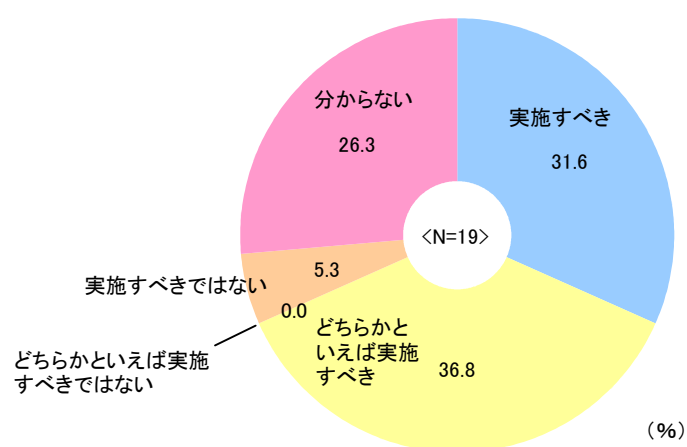
図表 4.2.5-6 自業界団体として、協力可能と考えられる取組（複数回答）



(6) 自業界の考えとして、「認知症バリアフリー認証」制度の導入は実施すべきと
考えているか

「分からない」(26.3%) が4分の1強を占めるが、そのほかの回答は「実施すべき」
(31.6%)、「どちらかといえば実施すべき」(36.8%)と前向きな回答がほとんどで、「実
施すべきではない」(5.3%)はわずかである。

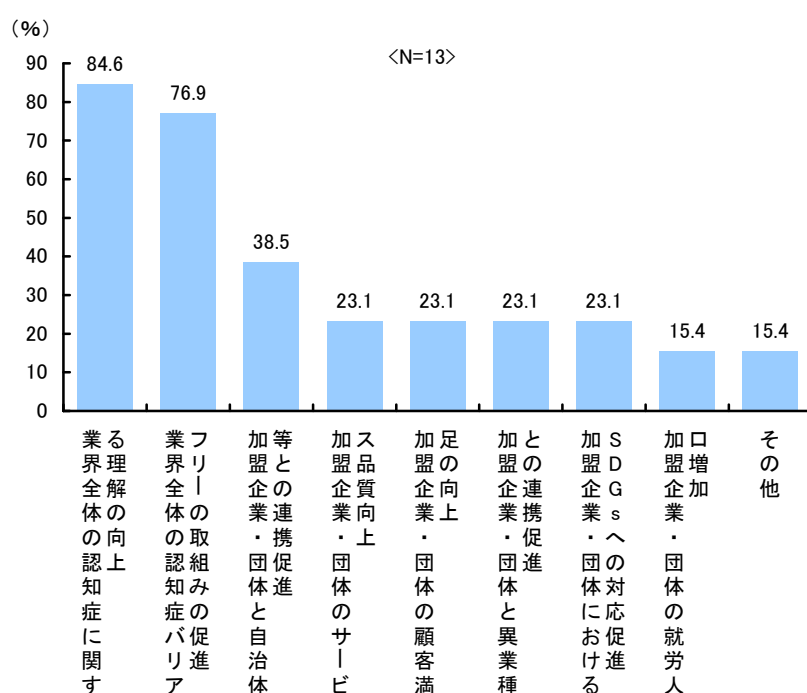
図表 4.2.5-7 自業界の考えとして、「認知症バリアフリー認証」制度の導入は実施すべきと
考えているか



(6-1)「認知症バリアフリー認証」制度の導入を実施すべきと考えた理由

「業界全体の認知症に関する理解の向上」(84.6%)、「業界全体の認知症バリアフリーの取組みの促進」(76.9%)の2項目が8割前後で多く、以下「加盟企業・団体と自治体等との連携促進」(38.5%)、「加盟企業・団体のサービス品質向上」(23.1%)、「加盟企業・団体の顧客満足の向上」(23.1%)、「加盟企業・団体と異業種との連携促進」(23.1%)、「加盟企業・団体におけるSDGsへの対応促進」(23.1%)などの順である。

図表 4.2.5-8「認知症バリアフリー認証」制度の導入の導入を実施すべきと考えた理由
(複数回答)

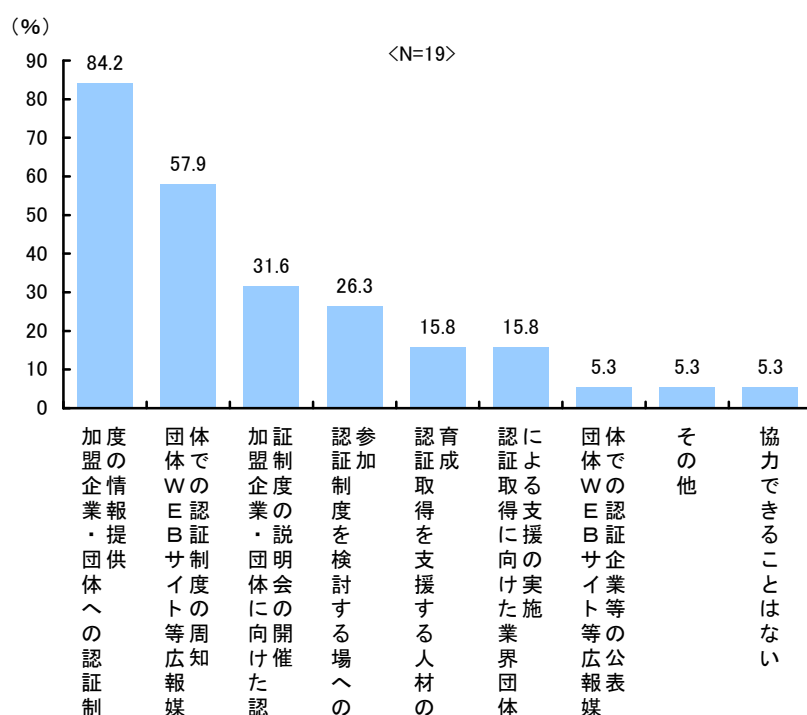


なお、「実施すべきではない」「分からない」と考えた理由は、サンプル数が6件と少ないが、「認証された企業の質の担保が不透明」(3件)、「認証を得るためにかかる費用が不透明」(2件)、「認知症バリアフリー宣言との違いがわからない」(2件)、「業界団体や加盟企業等の認知症への理解の向上につながるか不明」(1件)、「業界としてこの取組を推進する必要性がない」(1件)、「制度の効果が期待できない」(1件)の順となっている。

(7) 今後、「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、その普及に向け、自業界団体として、協力可能と考えられる取組

「加盟企業・団体への認証制度の情報提供」(84.2%)が8割を超え、次いで「団体WEBサイト等広報媒体での認証制度の周知」(57.9%)も過半数。以下、「加盟企業・団体に向けた認証制度の説明会の開催」(31.6%)、「認証制度を検討する場への参加」(26.3%)などが続く。

図表 4.2.5-9 今後、「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、その普及に向け、自業界団体として、協力可能と考えられる取組（複数回答）



(8) 認知症バリアフリー宣言や認証の取得をすることで、金利優遇やESG投資等における加点の可能性はあるか＜金融のみ＞

サンプル数が4件と少ない上、実質的な回答は「宣言、認証ともにある」(1件)のみである。

4.3. 制度普及に向けた連携意向ヒアリング調査

4.3.1. 調査目的

認知症バリアフリー宣言制度の普及に向けては、より多くの企業・団体等の巻き込みが不可欠である。制度の普及に向け重要な役割を期待する市区町村、業界団体を対象に、令和4年度以降の認知症バリアフリーに関する取組や連携に向けた課題を把握するためのヒアリング調査を実施した。

4.3.2. 調査対象

市区町村については、これまでの調査結果等をもとに認知症バリアフリーに積極的に取り組んでいる地域を選定しヒアリング調査を行った。

業界団体については、「4.認知症バリアフリー宣言制度普及に向けた調査」回答団体のうち、複数の業界団体に協力依頼を行い、同意を得られた2団体についてヒアリング調査を行った。

4.3.3. 調査結果

(1) 福岡市

1) 福岡市の取り組み

福岡市では、2018年度から産学官の勉強会『NEXT ミーティング』を開始。その後、認知症になっても「自分らしく」暮らすために、認知症の人の「支援」から「活躍」へのステップアップを目指して、政令指定都市として初めて、産学官民オール福岡で構成する「福岡オレンジパートナーズ」を設立。現在、営利企業60社、非営利20団体程が参加している。

2021年6月からは、認知症の方を派遣する人材バンク「オレンジ人材バンク」を開始。「オレンジ人材バンク」では、商品を開発したい企業が認知症当事者の声を聞いたり、当事者が企業で就労する機会を創出したりするなど、認知症の人と企業が双方向で関わりを持ち、共に暮らせる共生社会を構築し、認知症とともに長く自分らしく活躍することにつながることを目指している。

「福岡オレンジパートナーズ」加入企業・団体であれば、「オレンジ人材バンク」の利用が可能。これまで、(株)オールアバウトの認知症共生社会に向けた事業への協力や「服薬」に関するヒアリング、非常勤講師などを行っている。

2) 認知症バリアフリー宣言の普及、次年度の連携に向けた課題

認知症バリアフリー宣言の普及に向けては、2022年度中に行う「福岡オレンジパートナーズ」の勉強会にて、認知症バリアフリー宣言説明会を開催する内諾を得た。説明会の詳細については次年度事業の開始後にあらためて検討を進めていくこととなった。

また、宣言企業を対象とした「優先調達」についても、可能性があるとのことであった。こちらについても次年度事業が開始された段階で継続的に情報交換や検討を進めていくこ

となった。

福岡市は全国の市区町村の中でも先進的かつ積極的に認知症に関する施策を推進していることから、次年度は、認知症バリアフリー宣言の先進モデル地域として連携を進めていくことが望ましい。

(2) 一般社団法人 全国信用組合中央協会

1) 業界における認知症に関する課題

信用組合のお客様の多くは高齢者である。信用組合の窓口をはじめとした現場では、認知症の方の対応への知識・経験が浅いため対応に苦慮している。また、全国信用組合中央協会に加盟する会員の信用組合からも、認知症のお客様への対応方法に関する相談や業界マニュアルを整備するよう要望があがっていることから、協会としても認知症対応について取り組みを進めるべく検討を行っている。

2) 認知症に関する課題への対応

全国信用組合中央協会では、前述の認知症のお客様への対応方法に関する課題解決に向け、2022年度中に「業界団体による職員向けの認知症の方との契約、接客対応に関する教育研修」の実施を予定している。

しかしながら、金融契約手続きに詳しく、かつ、認知症対応に関する知見を持つ講師が少ないことから講師の選定に苦慮している。

3) 認知症バリアフリー宣言の普及、次年度の連携に向けた課題

認知症バリアフリー宣言基準を確認いただいたところ、各信用組合が独自で宣言文を考え宣言を行うというのはノウハウ・マンパワーの問題から対応が難しいのではないかと課題が提示された。仮に各信用組合が宣言する場合は、中央協会が宣言文のフォーマットを傘下の組合に提示し、フォーマットに基づき組合が申請することになると考えているとのことであった。

次年度以降、全国の信用組合に広く参画いただくためには、支援策を中央協会に任せるのではなく、制度運営側も積極的に支援策を検討していく必要がある。

信用組合は、地域に根差した事業を行っていることから、拠点を置く市区町村との関わりが深い組織が多い。そのため、地域の自治体との連名での宣言なども選択肢としてあり、宣言の機運が盛り上がるといった意見も示された。

その他、信用組合が地域根差した認知症バリアフリーの取り組みを進めるために、官、公から現在の認知症バリアフリーに関する取り組みや今後の方針、企業との連携などの情報を積極的に広報してほしいといった要望があがった。また、中央と地方では取り組みや考え方に差があることから中央からの発信に加え、地方自治体からも情報発信をしていくことで、地域の実情に即した取り組みが行われるといった意見や、宣言の実施・継続に向けた体

制整備を行うためには、自治体を絡めた支援（助成金等を含む）を求める意見があがっている。

（３）一般社団法人 マンション管理業協会

１）業界における認知症に関する課題

現在、マンション管理業において大きな課題となっているのは、高齢化に伴う認知症や精神疾患などに起因するトラブルへの対応である。マンションには様々な方が居住しており、認知症の方を含め、様々な精神疾患等によるトラブルが発生するが、それが“認知症”に起因するものか判断がつきにくく、対応に苦慮している。

マンション管理会社はマンションに居住する個人ではなく管理組合との契約であることから、個人への対応に注力すると“管理（清掃など）”の仕事をしてくれと管理組合から苦情がくることもあり、居住者個人に提供する業務が制限されている。

加えて、個人情報を取得したマンション購入や入居の届け出と加齢に伴う変化のタイミングが離れていることも多く、かつ認知症による判断も難しいため、取得している個人情報を使って親族に連絡をするなどの行為が個人情報保護法に抵触するのではないかという懸念もあるとのことであった。

２）認知症に関する課題への対応

認知症に関して、地域の専門機関と連携を図るべく、福祉部局等にアプローチをすることがあるが、防災部局や地域コミュニティに関する部局に比べ、福祉部局は地域連携にあまり意識が向いていなく、消極的な印象を受けるとのことであった。認知症の方に関するトラブルの相談に行っても、関連機関の反応があまり得られないことが多く課題解決の足かせとなっている。自治体の意識改革・取組みが進み、適切な連携が実施できれば、分譲マンションの管理組合としても問題の解決につながるとのことであった。

３）認知症バリアフリー宣言の普及、次年度の連携に向けた課題

認知症バリアフリー宣言の普及の障害となりそうなポイントとして認知症バリアフリー宣言基準の「地域連携」の項目があげられる。前述のとおり、管理会社や管理組合が地域との連携を検討しても自治体や地域包括支援センターなど関連機関の反応があまり得られない地域があり、公自体が主体的に動く・コアになって地域企業同士を結び付けるという取組みが一部の先進的・意欲的な自治体以外ではみられないといった課題が示されている。こうしたことから、マンション管理業の場合、「地域連携」についての取り組みが難しく、宣言基準について、業界の実情が反映できていないのではないかと意見があがっている。

次の課題としてあげられたのが「バリアフリー」の対象である。マンションには認知症に限らず他の疾患の方も居住していることから、認知症へのフォーカスではなく、バリアフリーを広くとらえた制度の方が良いのではないかと意見があがっている。金融や小売

りはスポット（来店した方、利用する方）の対応だが、マンション管理ではスポットではなく長ければ数十年スパンでの長期的な対応が求められることから、特定の原因に対してというよりも、幅広い対象を考えないといけないという意識があるとのことであった。

マンション管理業において、認知症バリアフリーの取り組みを進めるためにも、実情に合わせた認知症バリアフリー宣言基準の継続的な見直しに加え、自治体の積極的なかわりが求められている。

5. 審査員の養成に関する検討～審査要領骨子案の作成

5.1. 認証制度のあり方について

今年度、「認知症バリアフリー宣言試行事業」にて宣言制度の試行が行われたが、同事業では認証審査の試行は実施されず、認証スキーム等に係る調査としては試行事業の参加企業等に対して、昨年度老健事業で取りまとめた認証基準案等を示したうえで、ヒアリング調査を行うにとどまった。書類審査の実行可能性を確認することはできたが、調査結果からは、認証のあり方を検討する際の課題が提起されており、宣言導入後の状況も鑑み、必要に応じて試行・検証などを行い、社会のニーズを反映したあり方を検討していく必要があることが示された。（「認知症バリアフリー宣言試行事業」において実施された調査結果については、図 4.1-1 参照。）

図 4.1-1 「認知症バリアフリー宣言試行事業」における認証に関する調査結果
(令和3年度第2回認知症バリアフリーWG【資料2-3】抜粋)

(2)認証導入の検討における今後の課題①

①導入・運営コストの低減化と、質確保の両立の必要性

- ・ 宣言試行組織への調査では、認証料金は5万円以下の要望であり、7組織は無償を希望。こうした希望を踏まえれば、審査実施方法の効率化等により、コストを抑えることが必要になる。
- ・ このため、認証導入コストの大きな部分を占めるインフラ整備費用や、認証運用コストの大きな部分を占める審査員人件費を抑えるために、既存システムの活用や、審査回数・審査作業時間を抑えるスキーム等を検討していく必要がある。
- ・ 一方、第三者が「認証」した制度が、安かろう悪かろうでは制度の信頼が損なわれるため、質の確保との両立をどう図るかが課題となる。

②書類審査の実運用に向けた対応の必要性

- ・ 宣言試行組織に対して、認知症バリアフリーに関する計10の活動項目の実施を定めた審査基準(令和2年度の老健事業で検討した認証の審査基準)を提示し、内容の確認を求めたところ、既存の取組の実態と大きく乖離した内容ではないこと、また各活動項目に対応したエビデンス資料もおおむね用意できることが確認された。これにより、現地審査を行わなくとも、実施記録等のエビデンスの確認により、書類審査で実施できる可能性が一定程度確認できた。
- ・ 今後、質確保の両立との考え方を精査した上で、複数拠点を有する場合の審査対象拠点のサンプリング方法、審査員向けの判定の指針などを含め、更なる検証・検討が必要。

③認知症バリアフリーの取組に関する課題解決へのサポートについての検討

- ・ 宣言試行組織からは、とくに地域連携を推進するためのサポートを望む声(例えば、宣言組織同士の横のつながりがほしい、学びあい、事例集、交流の場・シンポジウムの機会がほしい等。)が多く上がった。
- ・ 制度運営側は、その実施体制も踏まえつつ、宣言組織や認証組織向けのサポートの一環として、どのようなニーズにどこまで応えていくかを検討することが必要。

23

(2) 認証導入の検討における今後の課題②

④(認証の前提として)宣言制度の継続的普及・拡大

- ・ 宣言試行組織が共通して求めるのは、広く認知される制度を活用し、認知症バリアフリーに取り組む自組織の価値向上につなげたいということ。
- ・ 宣言制度運営者は、宣言に取り組む組織を着実に増やすとともに、宣言組織自身も含め、制度そのものの認知度向上に注力することが必要である。

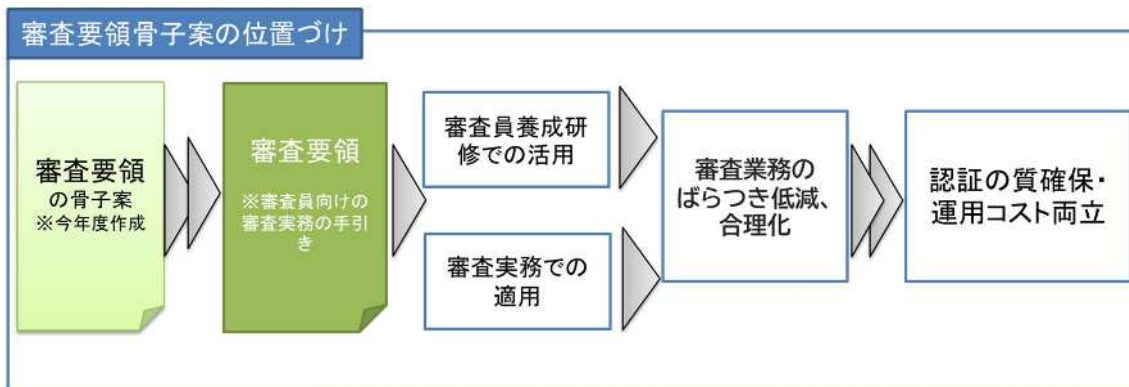
⑤制度普及における自治体との連携強化

- ・ 宣言・認証の導入に関する自治体アンケート結果(次ページ)を踏まえると、制度普及における自治体との連携強化は課題であり、今後具体的な方策を検討していく必要がある。

24

今年度は審査実務の手引きである「審査要領」を整備し、これを審査員の養成研修の教材としても活用していくことで、審査業務のばらつき低減、審査業務の合理化を通じて、認証の質確保と運用コストの両立につなげることを目指したが、認証のあり方については継続的検討の必要性が提起されていることを踏まえ、令和 2 年度の老健事業の検討結果をもとにして、今後の認証のあり方の検討状況を踏まえて、必要に応じて審査の試行などを通じて、見直し、精緻化をすべき位置づけ(図 4.4-2)のものとして「審査要領骨子案」を作成した。

図 4.4-2 審査要領骨子案の位置づけ



5.2. 審査要領骨子案の作成

「認知症バリアフリー宣言試行事業」に参加した組織の大半は、すでに認知症バリアフリーにすでに取り組んでおり、認証審査の基準については既存の取組の実態と大きく乖離した内容ではないことが確認された。ただし、たとえば、「地域連携推進に向けて企業・団体等の役割、できることを明らかにし、又は、実施している。」については、どこまで活動していれば”実施している”と判断してよいのか、「企業・団体等は、認知症の家族の介護を行う従業員及び自身が認知症の従業員を支援する社内制度を有している。」については認知症に特化した社内制度はないが、広く包含している制度であればよいかなど、一部の認証審査の基準の文言だけでは、基準に対して適合しているかどうか自己評価しづらいという意見も聞かれた。この点については、本事業の作業部会において、審査実務においては、審査員が各項目に適合しているか判断できるようにするためのクライテリアが用意される必要があるという指摘とも一致している。

審査要領骨子案の作成にあたっては、書類審査を前提とする場合には、とりわけ審査員・申請組織双方に適合判断の指針が事前に示されていることが必要となることを踏まえ、令和2年度事業で取りまとめた書類審査の方法、様式案については見直しを行い、取りまとめることとした。取りまとめた案は、第3回専門委員会において審議し、今後見直し、精緻化をすべき位置づけのものであることを前提として、承認された。

5.3. 審査要領骨子案

審査要領骨子案

2022年3月25日
一般財団法人日本規格協会

1

はじめに

本文書は、今後認知症バリアフリーの認証が導入された際に、審査員向けの審査実務の手引きとして使用されることを想定して作成した「審査要領」の骨子案です。

なお、審査で適用される認証基準、認証スキーム、審査様式等については、当会が実施した令和2年度老健事業の成果物をもとにして作成しています。

本文書につきましては、今後の認証のあり方についての検討状況を踏まえて、必要に応じて試行審査などを通じて、見直し、精緻化することが望まれます。

2

目次

1. 本文書の目的、適用範囲	4
2. 関連文書	4
3. 用語および定義	4
4. 認証の概要	4
5. 審査員の役割、順守事項	4
6. 審査の基準文書、様式類	5
7. 各審査の概要と流れ	6
8. 審査の実施手順	7
資料編	13

3

1. 本文書の目的、適用範囲

本文書は、認知症バリアフリー認証の適正な運営を図るため、審査実務を行う審査員を対象として審査実務の手順等を示したものです。

2. 関連文書

(認証の運営要領、認証基準等を列挙)

3. 用語および定義

本文書で用いる主な用語の定義は、2.関連文書における定義に基づきます。

4. 認証の概要

(認証について下記の内容を参考として記載)

- 認証の目的、位置づけ
- 認証スキーム
- 運営体制 など

5. 審査員の役割、順守事項

(認証における審査員の役割、守秘義務などについて記載)

4

6. 審査の基準文書、様式類

認証審査の基準として「・・・」の最新版(○版)を適用します。認証の申請要件、複数の事業所等を含む申請があった場合の審査対象範囲の設定については、「認証の運営要領」の●項を参照してください。また、審査で使用する様式類について下表に示します。

審査に係る様式名称	使用目的	様式に含まれる情報	作成者
申請書	申請組織による初回認証の申し出	1.組織名称・所在地等の基本情報 2.申請要件への適合確認に必要な情報(同意事項等) 3.申請範囲に含む事業所等リスト	申請組織
取組状況説明書/ 審査記録	・ 申請組織による取組状況の説明 ・ 審査員による審査結果の記録	1.認証審査の基準 2.認証審査の基準の解釈 3.適合の判断基準 4.取組概要の説明 5.該当するエビデンス 6.(該当する場合)適用除外の理由 7.審査結果 ※青字 申請者記入部分 ※緑字 審査員記入部分	申請組織/ 審査員
エビデンスリスト	「取組状況説明書/審査記録」で引用されるエビデンスの識別	エビデンス資料の名称 エビデンス資料の通し番号	申請組織
エビデンス資料	「取組状況説明書/審査記録」における、取組状況の補足説明		申請組織
審査結果通知書/ 対応結果報告書	・ 審査員による審査結果の通知 ・ 申請組織による、追加確認事項・不適合指摘への対応結果の報告	1.審査結果 2.審査員からの追加確認事項、不適合指摘のコメント 3 申請組織による上記コメントへの対応結果の内容	審査員/ 申請組織

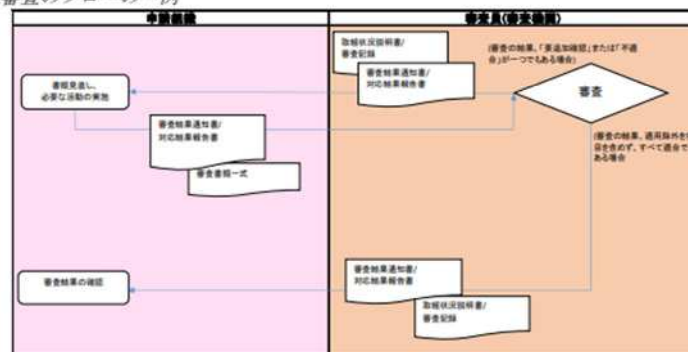
5

7. 各審査の概要と流れ

(認証で想定する審査の類型、実施時期、実施方法、フローについて記載)

- ― 初回認証審査:
- ― サーベイランス:
- ― 更新審査:
- ― 特別審査:

※初回認証審査のフローの一例



6

8. 審査の実施手順

(審査の類型ごとの審査方法、審査記録の作成、結果の通知までの手順を記載。)

(ア) 初回認証審査

① 「申請書」の確認

審査を始める前に、「申請書」にて申請組織の基本情報、対象範囲の把握を行います。

② 審査の実施

認証審査の基準は ①人材育成～④環境整備までの4つの活動区分ごとに、基準に該当する活動の実施を求めています。「取組状況説明書/審査記録」、「エビデンスリスト」、「エビデンス資料」を用いて、審査を実施します。

7

人材の育成に関する項番「①お客様と企業・団体等の接点に関わる従業員などのほか、認知症バリアフリー推進責任者を含めて人材育成の対象者を定めている。」に関する審査を例として説明します。

手順1 下図の①にて、実施が要求されている内容を確認します。

手順2 下図②にて、①が実施されていることを判断するポイントを確認します。

① 1.認証審査の基準 (※要求事項)	2.認証審査の基準の解釈 (※基準の解説、参考事例)	② 3.適合の判断基準 (※審査における適合可否の指針)
以下①から④に示す人材の育成に関する認証基準をすべて満たさなければならない。 ① お客様と企業・団体等の接点に関わる従業員などのほか、認知症バリアフリー推進責任者を含めて人材育成の対象者を定めている。 ② 人材育成の実施時期・頻度等を定めている。	以下①から④に示す人材の育成に関する認証基準をすべて満たさなければならない。 ① お客様と企業・団体等の接点に関わる従業員などのほか、認知症バリアフリー推進責任者を含めて人材育成の対象者を定めている。 ② 人材育成の実施時期・頻度等を定めている。	取組概要の説明およびエビデンスから、組織が実施する認知症バリアフリーに関する人材育成について、以下のa)～d)を全て満たしていることが確認できること。 a)人材育成が必要な対象者を特定していること。 b)人材育成の対象者には、お客様等の外部の方と接する機会が多いと考えられる従業員が含まれていること。 c)組織において、認知症バリアフリーの取組を推進する責任者を定めていること。 d)人材育成の対象者には、認知症バリアフリー推進責任者が含まれていること。

8

手順3 下図の③には、申請組織が記載した「人材の育成」の取組概要説明を把握します。
 手順4 下図④には、取組実施を示すエビデンス資料の番号と該当箇所の記載があります。
 ここで把握した情報から、「3.適合の判断基準」を満たしているか判断します。

申請組織記入欄		
③	④	
4.取組概要の説明	5.該当するエビデンス (※エビデンス番号および該当箇所)	6.(該当する場合)適用除外の理由 (※組織の性質上、該当する活動が実施できない場合のみ、該当項番の欄に理由を記載。)
【人材の育成について、取組の計画および実施状況も含め、該当するエビデンス番号を引用しながら、取組概要を記載してください。】		
	エビデンスNo〇./ ●ページ	
	エビデンスNo〇./ ●ページ	
	エビデンスNo〇./ ●ページ	
	エビデンスNo〇./ ●ページ	
	エビデンスNo〇./ ●ページ	

9

手順5 下図⑤の欄に手順4で判断した結果を記載します。評価結果の類型は次の通りです。

評価結果の類型	概要
適合	基準を満たしていると判断した場合
要追加確認	情報不足により、適合か不適合かの判定ができない場合 ※適用除外が認めないと見受けられる場合も含む
不適合	基準を満たしていないと判断した場合(必要な活動の不足を確認した場合)
適用除外	申請組織が組織の性質上、実施が不可能なため、当該項番の適用除外することを申告したものであって、適用除外することが妥当であると判断した場合

審査員記入欄	
⑤	⑥
7.審査結果	
各項番の評価結果	要追加確認、 または不適合に対するコメント
☐ 適合 ☐ 要追加確認 ☐ 不適合 ☐ 適用除外	

10

手順6 手順5で記載した評価結果が「要追加確認」または「不適合」である場合は、以下の例にならってコメントを記載します。

評価類型	コメント例
要追加確認	取組概要欄の記述、該当するエビデンスからは、「(確認できない内容を記載)」が確認できないため、認証審査の基準(〇〇)に適合していることを確認できませんでした。 「(確認できない内容を記載)」を確認できるエビデンスを提出してください。なお、提出に伴い取組概要欄は、正しく説明した内容となるように修正をしてください。
不適合	取組概要欄の記述、該当するエビデンスからは、認証審査の基準(〇〇)が求める・・・について、実施されていないことを確認しました。 「認証審査の基準(〇〇)が求める・・・」について、実施したことを示すエビデンスを提出してください。なお、提出に伴い取組概要欄は、正しく説明した内容となるように修正をしてください。

手順7 すべての審査が完了したら、「審査結果通知書/対応結果報告書」に審査結果総括を記載し、「取組状況説明書/審査記録」とともに申請組織に送付します。
「審査結果通知書/対応結果報告書」には、全て適合している場合は審査完了の旨を記載し、全て適合となっていない場合は、該当箇所を記載し、申請組織に対応結果の実施とその対応結果の報告を求めます。

11

- (イ) サーベイランス
(初回認証審査と同様に手順を記載)
- (ウ) 更新審査
(初回認証審査と同様に手順を記載)
- (エ) 特別審査
(初回認証審査と同様に手順を記載)

12

資料編

(2.関連文書 などのリストを掲載)

6. 認知症バリアフリーの取り組み促進に向けて

本事業では、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく「地域共生社会」を実現するための「認知症バリアフリー」の取り組みを、認知症バリアフリー宣言、認証を通じて推進することを目指してきた。

2022年3月23日には、日本認知症官民協議会のもと、企業・団体の皆様に認知症バリアフリー推進に向けての方針や方向性を示していただき、それを「見える化」することによって、認知症の人やその家族の方々にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できるなどの環境を提供するとともに、企業・団体の取り組みを推進し、認知症バリアフリー社会の機運を醸成することを目的とした認知症バリアフリー宣言制度が本格的に開始された。

この認知症バリアフリー宣言制度が最終目的である「地域共生社会」の実現に資するよう、適切に運営され、宣言が社会に広く浸透するために次年度以降必要な実施事項について、今年度の各調査結果を踏まえながら以下にまとめた。

6.1. 認知症バリアフリー宣言制度の検証

認知症バリアフリー宣言制度の本格実施後の宣言組織の認知症バリアフリーの取り組みの実態把握や取り組みの効果についての調査検証を行い、認知症バリアフリー宣言制度が認知症バリアフリーの取り組みを推進する制度となっているか検証を実施する。また、検証の結果、制度の見直しが必要であればその検討を実施する。

6.2. 認知症バリアフリー宣言制度の普及啓発

認知症バリアフリー宣言制度が広がり認知症バリアフリーへの取り組みが推進されるためには、宣言制度の取り組み主体である企業・団体のみならず、認知症施策に取り組む自治体や、企業・団体によるサービス・商品の利用者である国民全体に広く普及・啓発を行う必要がある。宣言制度の社会全体からの認知度を高めるため、利害関係者からの情報収集・整理や認知度調査を行い、制度の普及・啓発策について検討を実施する。

また、自治体と連携した地域での認知症バリアフリーの取り組み推進に向けた宣言制度の普及策についても検討を実施する。

6.3. 認知症バリアフリー認証制度及び表彰制度のあり方の検討

認知症バリアフリー宣言制度が社会に広く浸透し、企業・団体による認知症バリアフリーの取り組みが進んだ際には、認証制度及び表彰制度による取り組みの評価を行うことで更なる取り組みの推進がなされると想定し、認証制度及び表彰制度についても引き続き検討を実施することが望ましい。

これまでの調査結果により、認証制度について、企業・団体や行政等の期待と制度運営に必要なコスト等との間に乖離がある可能性があることから、認証の質の担保方策の具体策

を検討した上で、必要な運用コスト等の検討・検証を実施する。

また、すでに各自治体にて運営されている認知症バリアフリーに関する既存制度の更なる実態把握等を行った上で、これまで検討してきた認証制度の基準やスキームとの整合性等について整理を行い、認証制度のあり方について更なる検討を実施する。

資料編

アンケート調査設問一覧

参考Ⅰ．認知症バリアフリー宣言及び認証制度の実施に向けたアンケート調査

Ⅰ．認知症バリアフリーに関する施策についてお伺いします

Q1 貴市区町村にて取り組んでいる認知症バリアフリー施策について当てはまるものすべてを選択してください。（いくつでも）

- 1.認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）
- 2.認知症サポーター養成事業
- 3.認知症カフェ
- 4.ピアサポート活動
- 5.本人ミーティング
- 6.認知症高齢者等 SOS ネットワーク
- 7.認知症の人の事故等を補償する民間保険への加入支援
- 8.企業等を対象とした宣言制度
- 9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）
- 10.認知症の人の就労支援
- 11.その他（ ）

Q1-1 Q1 で回答した施策のうち、地域の企業等と連携して取り組んでいる取組をお選びください。（いくつでも）※Q1 で選んだ選択肢を表示。

- 1.認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）
- 2.認知症サポーター養成事業
- 3.認知症カフェ
- 4.ピアサポート活動
- 5.本人ミーティング
- 6.認知症高齢者等 SOS ネットワーク
- 7.認知症の人の事故等を補償する民間保険への加入支援
- 8.企業等を対象とした宣言制度
- 9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）
- 10.認知症の人の就労支援
- 11.その他（ ）
- 12.地域の企業等と連携して取り組んでいるものはない

Q1-2 Q1 で回答した施策の中で特に力を入れている取組みはどれですか。また、その理由があれば教えてください。（いくつでも）※Q1 で選んだ選択肢を表示。

- 1.認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ） その理由：
- 2.認知症サポーター養成事業 その理由：

- 3.認知症カフェ その理由：
- 4.ピアサポート活動 その理由：
- 5.本人ミーティング その理由：
- 6.認知症高齢者等 SOS ネットワーク その理由：
- 7.認知症の人の事故等を補償する民間保険への加入支援 その理由：
- 8.企業等を対象とした宣言制度 その理由：
- 9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等） その理由：
- 10.認知症の人の就労支援 その理由：
- 11.その他（ ） その理由：

Ⅱ. 本年度、企業・団体等による認知症バリアフリーの取組や方針・目標等を「認知症バリアフリー宣言（仮称）」として公表する試行事業を実施しています。この取組みの導入に向けた検討に資するため、以下の質問にお答えください。

Q2 認知症バリアフリー宣言（仮称）制度の導入についてどのように考えますか。当てはまるものをお選びください。

- 1.実施すべき
- 2.どちらかといえば実施すべき
- 3.どちらかといえば実施すべきではない
- 4.実施すべきではない
- 5.分からない

Q3 Q2 で 1 または 2 と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、貴市区町村として制度に期待する効果があれば、当てはまるものすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進
- 2.認知症に関する企業等の理解の向上
- 3.市区町村の認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上
- 4.市区町村が認知症施策を推進する際の連携先が探しやすくなる
- 5.その他（ ）
- 6.期待する効果はない

Q4 Q2 で 3～5 と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、当てはまるものすべてを選択してください。（いくつでも）

- 1.企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進につながるか不明
- 2.認知症に関する企業等の理解の向上につながるか不明

- 3.市区町村の認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上につながるか不明
- 4.市区町村が認知症施策を推進する際の連携先の確保等につながるか不明
- 5.その他（ ）
- 6.制度に期待することは無いから

Q5 今後、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」を導入する際には、市区町村の皆様にも可能な範囲でのご協力をいただきたいと考えています。現時点において、貴市区町村として、ご協力可能と考えられる取組みはありますか。当てはまるものすべてを選択してください。（いくつでも）

- 1.既存ネットワーク等への情報提供
- 2.地域の企業向け制度説明会の開催
- 3.市区町村の WEB サイト等広報媒体での宣言制度の周知
- 4.市区町村の WEB サイト等広報媒体での宣言企業等の公表
- 5.チームオレンジを活用した普及活動
- 6.宣言を支援する人材の育成
- 7.宣言企業等への補助金交付
- 8.宣言企業等からの優先的な物品等の調達
- 9.その他（ ）
- 10.協力できることはない

Q6 現在、認知症バリアフリー宣言を行った企業等を公表する WEB サイトの制作を検討しています。この WEB サイトでは、企業等の宣言内容の公表とともに、各市区町村の認知症に関する取組みを紹介するページの作成を検討しております。当該ページが作成された際に、掲載が可能な場合は、貴市区町村 WEB サイトの認知症施策に関する URL をご記入ください。

- ・掲載 URL
- ・ご担当者名または部署名（非公開）
- ・ご連絡先電話番号またはメールアドレス（非公開）

Q7 この WEB サイトについて、期待する使い方や整備して欲しい機能について当てはまるものすべてを選択してください。（いくつでも）

- 1.市区町村の認知症に関する取組みの掲載機能
- 2.市区町村が実施するイベント情報等の発信
- 3.企業等の宣言内容の閲覧機能
- 4.宣言企業の本社・拠点の検索機能

- 5.企業等による市区町村との連携意向の有無
- 6.その他（ ）
- 7.期待する使い方や整備してほしい機能はない

Ⅲ.次年度以降、企業・団体等による認知症バリアフリーの取組みを評価し、「認証」を行う「認知症バリアフリー認証」制度について、認知症バリアフリー宣言（仮称）の実施状況等も踏まえつつ、制度のあり方等について具体的に議論していくこととしています。制度のあり方等の検討に資するため、以下の質問にお答えください。

Q8 認知症バリアフリー認証制度の導入についてどのように考えますか。当てはまるものをお選びください。

- 1.実施すべき
- 2.どちらかといえば実施すべき
- 3.どちらかといえば実施すべきではない
- 4.実施すべきではない
- 5.分からない

Q9 Q8で1または2と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、貴市区町村として制度に期待する効果があれば、当てはまるものすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進
- 2.認知症に関する企業等の理解の向上
- 3.市区町村の認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上
- 4.市区町村が認知症施策を推進する際の連携先が探しやすくなる
- 5.その他（ ）
- 6.期待する効果はない

Q10 Q8で3～5と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、当てはまるものすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進につながるか不明
- 2.認知症に関する企業等の理解の向上につながるか不明
- 3.市区町村の認知症施策、地域の課題について、企業等の理解、認知度向上につながるか不明
- 4.市区町村が認知症施策を推進する際の連携先の確保等につながるか不明
- 5.認証制度の運用コストがいくらかかり、誰が担うかが分からない
- 6.「認証」企業の質の担保を誰が担うかが分からない。認証企業の質の担保が不透明。

7.運営コストに対して、十分な効果が出るか不透明

8. その他（ ）

9. 制度に期待することはないから

Q11 今後、「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、その普及に向け、貴市区町村区として、協力可能と考えられる取組みはありますか。当てはまるものすべてを選択してください。（いくつでも）

1.既存ネットワーク等への情報提供

2.地域の企業向け制度説明会の開催

3.市区町村の WEB サイト等広報媒体での認証制度の周知

4.市区町村の WEB サイト等広報媒体での認証企業等の公表

5.チームオレンジを活用した普及活動

6.認証取得を支援する人材の育成

7.認証企業への補助金交付

8.認証企業等からの優先的な物品等の調達

9.その他（ ）

10.協力できることはない

Q12 Q1 で「8.企業等を対象とした宣言制度」を設けていると回答した方に伺います。実施している制度名称と、現在の宣言件数を教えてください。

①制度名

②宣言件数

③関連 HP 等のリンクを貼ってください

Q13 Q1 で「8.企業等を対象とした宣言制度」を設けていると回答した方に伺います。以下の①～⑤に当てはまる事項は制度の登録要件に含まれていますか。当てはまるものすべてを選択してください。また、①～⑤に該当する要件がある場合はその要件を記入してください。（任意）

項目	認証・ 認定	基準の内容 (任意)
①人材の育成に関する要件（認知症サポーターの育成等）		
②地域連携に関する要件（行政機関との情報交換等）		
③社内制度に関する要件（介護休暇、傷病休暇等の制度）		
④環境整備に関する要件（店舗のハードやマニュアルの整備）に関する基準		
⑤上記に当てはまらないその他の要件		

Q14 Q1で「9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）」を設けていると回答した方に伺います。実施している制度名称と、現在の認証・認定件数を教えてください。

①制度名

②認証・認定件数

③関連 HP 等のリンクを貼ってください

Q15 Q1で「9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）」を設けていると回答した方に伺います。以下の①～⑤に当てはまる事項は制度の登録要件に含まれていますか。当てはまるものすべてを選択してください。また、①～⑤に該当する要件がある場合はその要件を記入してください。（任意）

項目	認証・ 認定	基準の内容 (任意)
①人材の育成に関する要件（認知症サポーターの育成等）		
②地域連携に関する要件（行政機関との情報交換等）		
③社内制度に関する要件（介護休暇、傷病休暇等の制度）		
④環境整備に関する要件（店舗のハードやマニュアルの整備）に関する基準		
⑤上記に当てはまらないその他の要件		

Q16 Q1で「8.企業等を対象とした宣言制度」を設けていると回答した方、「9.企業等を対象とした認証・認定制度（認知症にやさしいお店等）」を設けていると回答した方に伺います。

今後「認知症バリアフリー宣言、認証」の普及にご協力をお願いした場合、貴市区町村で行っている制度のしくみを踏まえて、障害や課題(制度上の不整合がある等)となりそうなことや相乗効果をあげる施策となるために期待することはございますか。宣言、認証についてそれぞれお答えください。（自由回答）

・宣言について

・認証について

Q17 「認知症バリアフリー宣言、認証」制度に関して、ご意見等ございましたらお寄せください。（自由回答）

参考Ⅱ．認知症バリアフリー宣言及び認証制度の実施に向けたアンケート調査

I．貴業界における認知症に関する課題について伺います。

Q1 貴業界において「認知症」に関する課題として、どのようなことが課題になっていますか。当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.認知症の方または認知症が疑われる方との契約
- 2.認知症の方または認知症が疑われる方への接客対応
- 3.認知症の方に対応した環境整備
- 4.認知症あるいは認知症が疑われる従業員への支援
- 5.認知症の方を介護する従業員への支援
- 6.認知症の方やそのご家族からの苦情や要望への対応
- 7.認知症に関する課題は特にない
- 8.その他（ ）

Q1-1 Q1で回答した課題のうち、特に課題と感じている点について、可能な範囲でその内容を具体的に教えてください。

Q2 貴業界における「認知症」に関する課題解決に向けて、貴業界団体ではどのような取組を行っていますか。当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.認知症に関する問題を扱う部会、委員会等の設置
- 2.認知症に関し、業界全体の理解を促す啓発活動
- 3.業界団体による、認知症の方との契約、接客対応に関する教育研修の実施
- 4.認知症の方との契約、接客対応に関する事例の共有やガイドラインの策定
- 5.認知症に関する専門機関との情報交換、連携構築
- 6.認知症当事者や当事者団体との情報交換、連携構築
- 7.業界団体による、認知症の方の雇用や社内制度策定に関する教育研修の実施
- 8.認知症の方の雇用や社内制度に関するガイドラインの策定や事例の共有
- 9.認知症の方も利用しやすい環境整備に関するガイドラインの策定や事例の共有
- 10.行っている取組みはない
- 11.その他（ ）

Q3 「認知症」に関する課題解決に向けた取組を推進するに当たって、貴業界では現在どのようなことが障害になっていますか。当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.企業・団体における認知症への理解が不足している
- 2.認知症に関する情報や認知症の方への対応に関するノウハウが不足している
- 3.課題解決に向けた人材が不足している

- 4.課題解決に向けた予算が不足している
- 5.加盟企業・団体の理解や賛同が得られない
- 6.当事者からの協力が得られない
- 7.認知症専門機関からの協力が得られない
- 8.官公庁、自治体からの協力が得られない
- 9.とくに障害はない
- 10.その他（

Ⅱ. 本年度、企業・団体等による認知症バリアフリーの取組や方針・目標等を「認知症バリアフリー宣言（仮称）」として公表する試行事業を実施しています。この取組の本格実施に向けて以下の質問にお答えください。

Q4 認知症バリアフリー宣言（仮称）制度の導入について貴業界としてどのように考えますか。当てはまるものを1つお選びください。

- 1.実施すべき
- 2.どちらかといえば実施すべき
- 3.どちらかといえば実施すべきではない
- 4.実施すべきではない
- 5.分からない

Q5 **Q6**で「1.」または「2.」と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、貴業界として制度に期待する効果があれば、当てはまるものをすべて選択してください。
(いくつでも)

- 1.業界全体の認知症に関する理解の向上
- 2.業界全体の認知症バリアフリーの取組の促進
- 3.加盟企業・団体のサービス品質向上
- 4.加盟企業・団体の顧客満足度の向上
- 5.加盟企業・団体の就労人口増加
- 6.加盟企業・団体と自治体等との連携促進
- 7.加盟企業・団体と異業種との連携促進
- 8.加盟企業・団体における SDGs への対応促進
- 9.その他（ ）

Q6 Q6で「3.」～「5.」と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.業界全体や、加盟企業等の認知症に関する理解の向上につながるか不明
- 2.業界全体や、加盟企業等の認知症バリアフリーの取組の促進につながるか不明

- 3.業界全体のイメージ向上等につながるか不明
- 4.加盟企業等にとってメリットよりも負担の方が大きい
- 5.業界としてこの取組を推進する必要性がない
- 6.制度の効果が期待できない
- 7.その他（ ）

Q7 今後、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」を本格実施する際には、貴業界団体にも可能な範囲でのご協力をいただきたいと考えています。現時点において、貴業界団体として、ご協力可能と考えられる取組はありますか。当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.加盟企業・団体への宣言制度の情報提供
- 2.加盟企業・団体に向けた宣言制度の説明会の開催
- 3.団体 WEB サイト等広報媒体での宣言制度の周知
- 4.団体 WEB サイト等広報媒体での宣言企業等の公表
- 5.宣言を支援する人材の育成
- 6.宣言に向けた業界団体による支援の実施
- 7.協力できることはない
- 8.その他（ ）

Ⅲ.令和4年度以降、企業・団体等による認知症バリアフリーの取組を評価し、「認証」を行う「認知症バリアフリー認証」制度について、認知症バリアフリー宣言（仮称）の実施状況等も踏まえつつ、制度のあり方等について具体的に議論していくこととしています。制度のあり方等の検討に資するため、以下の質問にお答えください。

Q8 認知症バリアフリー認証制度の導入について貴業界としてどのように考えますか。当てはまるものを1つお選びください。

- 1.実施すべき
- 2.どちらかといえば実施すべき
- 3.どちらかといえば実施すべきではない
- 4.実施すべきではない
- 5.分からない

Q9 Q10で「1.」または「2.」と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、業界団体として制度に期待する効果があれば、当てはまるものすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.業界全体の認知症に関する理解の向上

- 2.業界全体の認知症バリアフリーの取組みの促進
- 3.加盟企業・団体のサービス品質向上
- 4.加盟企業・団体の顧客満足度の向上
- 5.加盟企業・団体の就労人口増加
- 6.加盟企業・団体と自治体等との連携促進
- 7.加盟企業・団体と異業種との連携促進
- 8.加盟企業・団体における SDGs への対応促進
- 9.その他（ ）

Q10 Q10で「3.」～「5.」と答えた方に伺います。そのように考えた理由として、当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.業界団体や、加盟企業等の認知症に関する理解の向上につながるか不明
- 2.業界団体や、加盟企業等の認知症バリアフリーの取組みの促進につながるか不明
- 3.業界全体のイメージ向上等につながるか不明
- 4.加盟企業等にとってメリットよりも負担の方が大きい
- 5.認証を得るためにかかる費用が不透明
- 6.認証された企業の質の担保が不透明
- 7.既に実施されている自治体による認証制度との棲み分けが不明
- 8.業界としてこの取組を推進する必要性がない
- 9.認知症バリアフリー宣言との違いがわからない
- 10.制度の効果が期待できない
- 11.その他（ ）

Q11 今後、「認知症バリアフリー認証」制度を創設した場合、その普及に向け、貴業界団体として、ご協力可能と考えられる取組はありますか。当てはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1.加盟企業・団体への認証制度の情報提供
- 2.加盟企業・団体に向けた認証制度の説明会の開催
- 3.団体 WEB サイト等広報媒体での認証制度の周知
- 4.団体 WEB サイト等広報媒体での認証企業等の公表
- 5.認証取得を支援する人材の育成
- 6.認証取得に向けた業界団体による支援の実施
- 7.認証制度を検討する場への参加
- 8.協力できることはない
- 9.その他（ ）

★（金融系のみ）企業・団体等が認知症バリアフリー宣言や認証の取得をすることで、金融機関からの金利優遇や ESG 投資等における加点の可能性はありますか。

- 1.宣言、認証ともにある
- 2.宣言であれば可能性がある
- 3.認証であれば可能性がある
- 4.宣言、認証ともに可能性はない

Q12 「認知症バリアフリー宣言、認証」制度に関して、ご意見等ございましたらお寄せください。（自由回答）

本報告書は「厚生労働省令和３年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業」で実施したものの成果である。

本件についてのお問合せ先

一般財団法人 日本規格協会 標準化研究センター
〒108-0073 東京都港区三田３丁目１３番１２号
TEL：050-1742-6435 MAIL：ssc@jsa.or.jp

報告書の無断転載は固く禁止致します。